

PPP/PFI 関連施策の最新の動向等について

令和7年8月21日(木)



内閣府 民間資金等活用事業推進室

企画官 山口 陽

1 PPP/PFIの推進状況

2 アクションプランの改定(令和7年6月4日)等

3 内閣府の支援制度等

PPP/PFIの必要性

厳しい社会環境

①生産年齢人口の減少

⇒ 財政状況のひっ迫、行政職員の減少



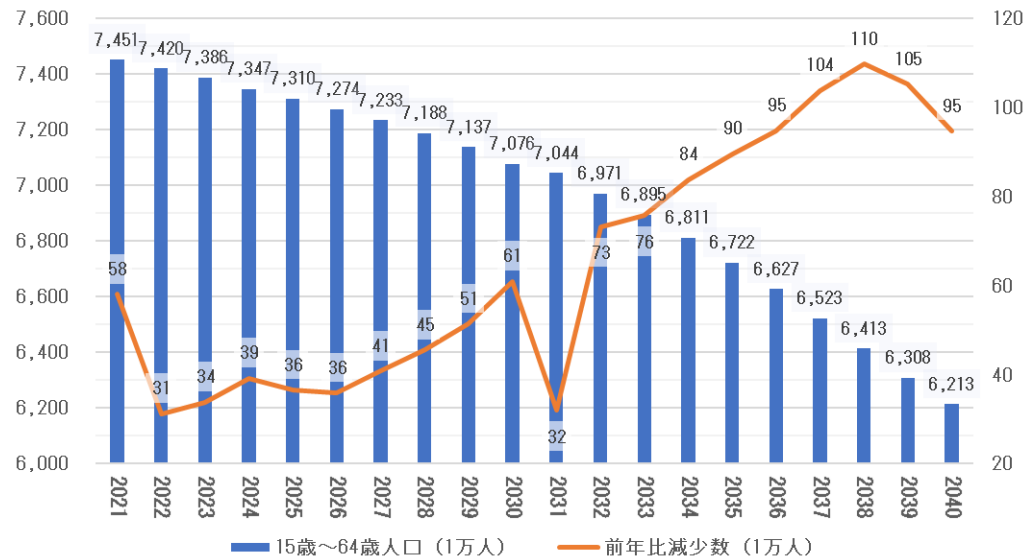
②公共施設の老朽化

⇒ 改修需要の増大

日本の生産年齢人口(15～64歳)は、20年間で1,200万人減少し、1年当たりの減少ペースは、2030年までの10年間は平均43万人、2030年以降の10年間は平均86万人と、倍速になる見込み。

高度経済成長期に集中的に整備された公共施設が一斉に更新時期を迎えていく。

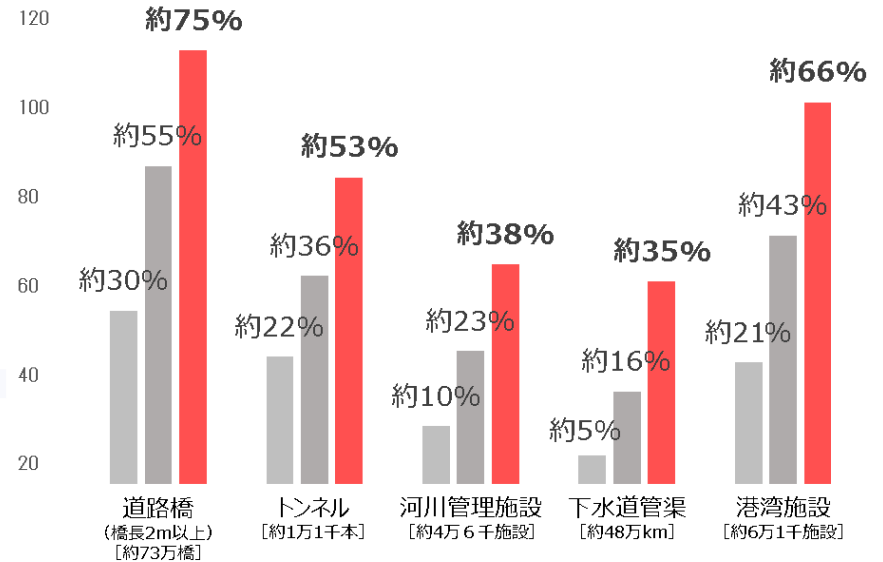
生産年齢人口の推計



出典:国立社会保障・人口問題研究所資料を基に作成

建設後50年以上経過する施設の割合

■ 2020年3月 ■ 2030年3月 ■ 2040年3月



出典:国土交通省総合政策局資料

地域のにぎわい創出、
老朽化や防災等の
地域課題に対応

- ・**地方自治体** : 長期契約や一括発注、性能発注による歳出の効率化
- ・**住民** : 民間のノウハウ・柔軟な創意工夫を生かした住民サービスの向上
- ・**地域企業** : ビジネス機会の拡大等を通じた利益の創出

三方よし

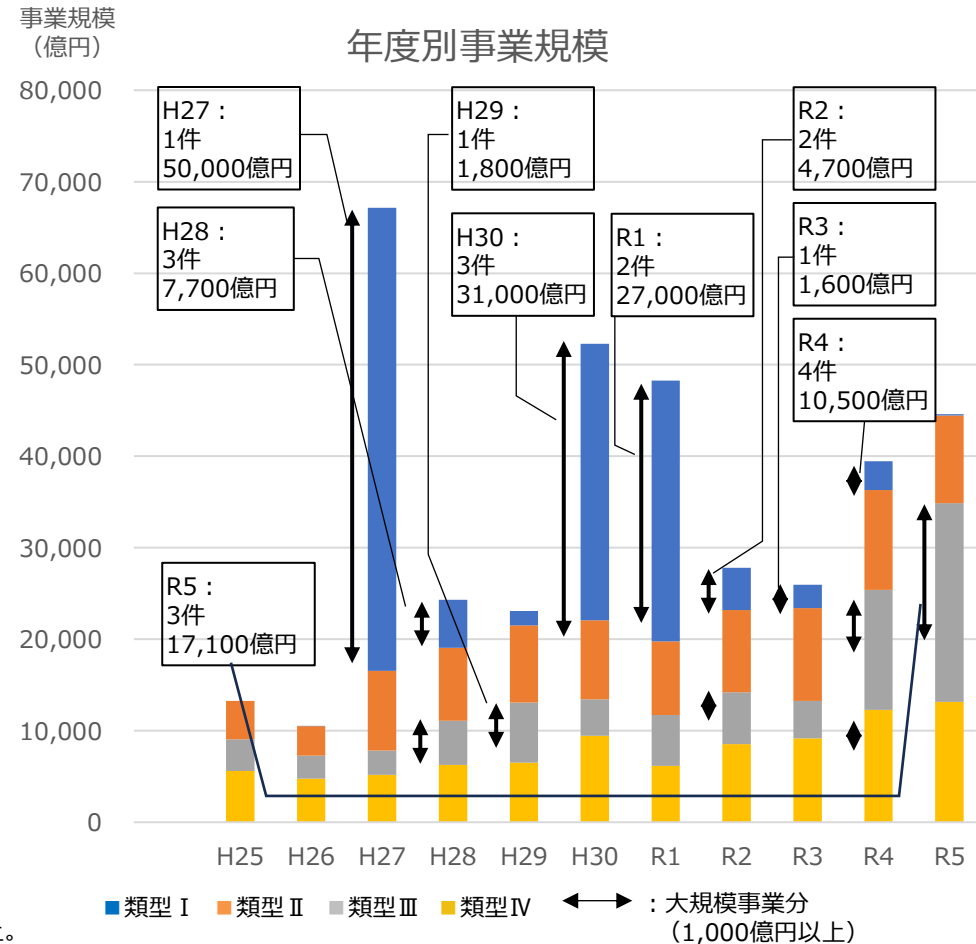
PPP (Public Private Partnership) : 民間の力を公的サービスに有効活用する事業 (指定管理者制度、包括的管理委託等)

PFI (Private Finance Initiative) : PPP (官民連携事業) のうち、PFI法に基づく「民間資金等活用事業」

令和5年度PPP／PFI事業規模実績

- 令和5年度のPPP/PFI事業規模実績は**4.4兆円**。
- 1,000億円以上の大規模事業の契約件数が3件で計約1.7兆円**あり、事業規模を押し上げる要因となった。

事業規模目標 (令和4年度～令和13年度：10年間)		令和 4年度	令和 5年度
類型Ⅰ 公共施設等運営事業	7兆円	0.3兆円	0.02兆円
類型Ⅱ 収益型事業	7兆円	1.1兆円	1.0兆円
類型Ⅲ 公的不動産利活用事業	5兆円	1.3兆円	2.2兆円
類型Ⅳ その他PPP/PFI事業 (サービス購入型PFI事業等)	7兆円	1.2兆円	1.3兆円
アクションプランに掲げる 取組の強化	4兆円	類型Ⅰ～Ⅳに 含まれる	類型Ⅰ～Ⅳに 含まれる
合計	30兆円	3.9兆円	4.4兆円



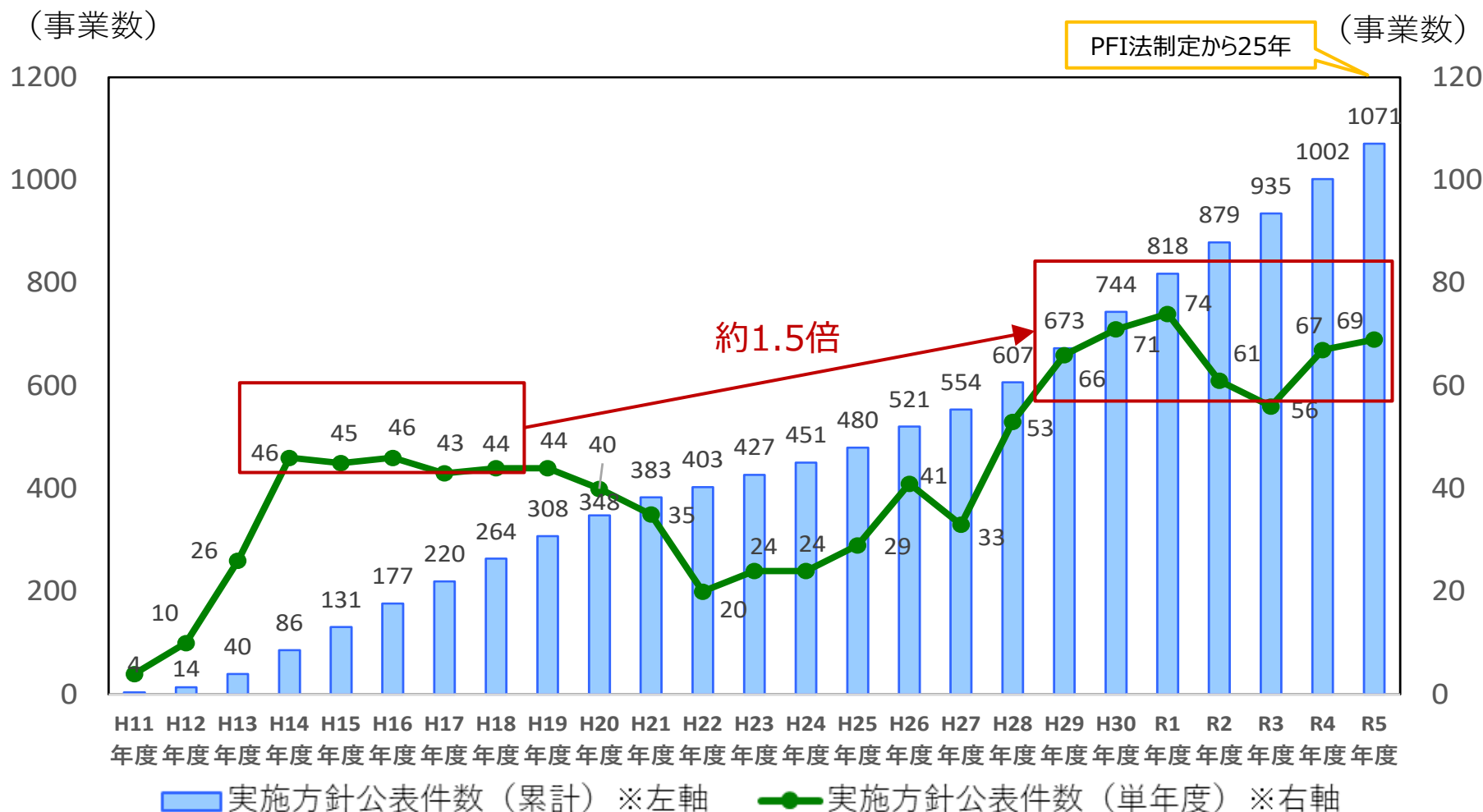
※当該年度に契約締結した事業から見込まれる民間事業者の契約期間中の売上を一括計上。
 ※合計は小数第2位を四捨五入している関係で差異あり。

PFI事業数の推移

○令和5年度に実施方針を公表したPFI事業数は69件。

○平成11年度から令和5年度までに実施方針を公表した累計のPFI事業数は1,071件。

(令和6年3月31日現在)



(注1) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

公共施設等運営事業数の推移(内訳)

年度 (実施方針)	事業名	
平成25年度	国立女性教育会館公共施設等運営事業	その他
平成26年度	但馬空港運営事業	空港
	仙台北空特定運営事業	空港
	関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等	空港
平成27年度	愛知県有料道路運営等事業	道路
	浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業	下水道
平成28年度	みなとみらい 2 1 中央地区20街区 M I C E 施設運営事業	MICE施設
	高松空港特定運営事業等	空港
	神戸空港特定運営事業等	空港
	（仮称）旧奈良監獄の保存及び活用に係る公共施設等運営事業	文化・社会教育施設
	福岡空港特定運営事業等	空港
	愛知県国際展示場コンセッション	MICE施設
平成29年度	富士山静岡空港特定運営事業等	空港
	田川市芸術起業支援施設運営事業	その他
	鳥取県営鳥取空港特定運営事業等	空港
	有明アリーナ管理運営事業	スポーツ施設
	大津市ガス特定運営事業等	その他
	熊本空港特定運営事業等	空港
	須崎市公共下水道等運営事業	下水道
	北海道内国管理 4 空港特定運営事業等	空港
	女満別空港特定運営事業等	空港
	旭川空港運営事業等	空港
	帯広空港運営事業等	空港
	田川伊田駅舎施設運営事業	その他
	南紀白浜空港特定運営事業等	空港
	沖縄科学技術大学院大学規模拡張に伴う宿舍整備運営事業	大学施設等
平成30年度	大阪中之島美術館運営事業	文化・社会教育施設
	旧荻田家付属町家群を活用した施設の管理運営事業	その他
	鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業	公営水力発電
	広島空港特定運営事業等	空港
令和元年度	みなとみらい公共駐車場運営事業	その他
	宮崎白浜オートキャンプ場施設運営事業	その他
	但馬空港運営事業	空港
	熊本県有明・八代工業用水道運営事業	工業用水道
	宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）	水道、下水道、工業用水道
令和2年度	大阪市工業用水道特定運営事業等	工業用水道
	愛知県新体育館整備・運営等事業	スポーツ施設
	愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業	その他
	三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業	下水道
	吉川小学校跡地の公共施設等運営事業	その他
	米原市観光・レクリエーション関連2施設に係る公共施設等運営事業	その他
	グラスハウス利活用事業	スポーツ施設

年度 (実施方針)	事業名	
令和3年度	新秩父宮ラグビー場(仮称)整備・運営等事業	スポーツ施設
	吉川小学校跡地の公共施設等運営事業	その他
	石狩市厚田マイクログッドシステム運営事業	その他
	五個荘近江商人屋敷外村宇兵衛邸管理運営事業	文化・社会教育施設
	等々力緑地再編整備・運営等事業	スポーツ施設
令和4年度	浜崎伝建地区町家モデル施設の運営事業	文化・社会教育施設
令和5年度	上峰町定住促進住宅整備事業	公営住宅
	国立競技場運営事業等	スポーツ施設
	一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業	道路
	宮古島市役所平良庁舎利活用事業	その他
	蒲郡市竹島水族館コンセッション	文化・社会教育施設
	多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業	スポーツ施設
	富山市総合体育館Rコンセッション事業	スポーツ施設
	沖縄県マリントウン国際会議・大型展示場整備運営等事業	MICE施設
	一般国道 2 号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等	道路
	三宮バスターミナル特定運営事業等	道路
	川棚大崎自然公園施設運営事業	公園
	新潟大学新学生寮整備事業	大学施設等

分野別集計	件数
空港	16
水道、下水道、工業用水道	1
下水道	3
道路	3
スポーツ施設	8
文化・社会教育施設	5
大学施設等	2
公園	1
MICE施設	3
公営住宅	1
公営水力発電	1
工業用水道	2
その他	13
合計	59

※ハイライト部分はPPP/PFI推進アクションプランにおける重点分野

※事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

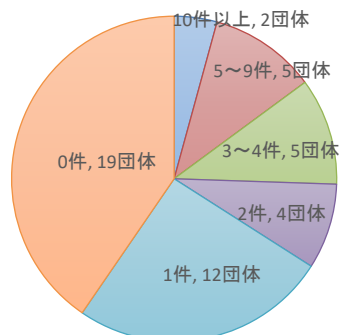
地方公共団体の種別・規模別のPFI実施状況

- 地方公共団体が実施するPFI事業は、平成25年度末と令和5年度末の比較で、件数(375件→903件)、実施団体(215団体→418団体)ともに、**10年間で着実に増加**。
- 人口が少ない市区町村ほど、未実施団体が増える傾向**。

都道府県

実施団体:28→41
件数:102件→187件

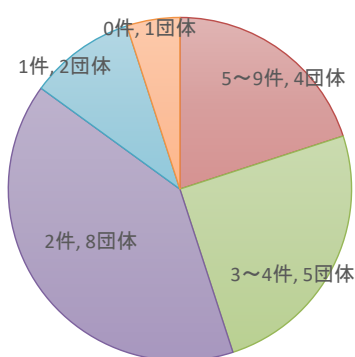
総団体数:47



政令市

実施団体:19→20
件数:65件→152件

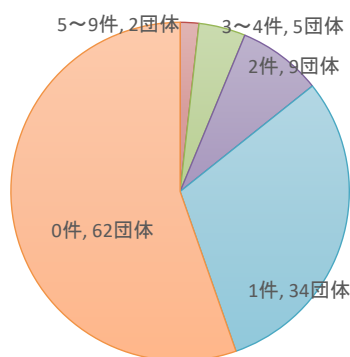
総団体数:20



市区 (人口20万人以上)

実施団体:50→73
件数:78件→202件

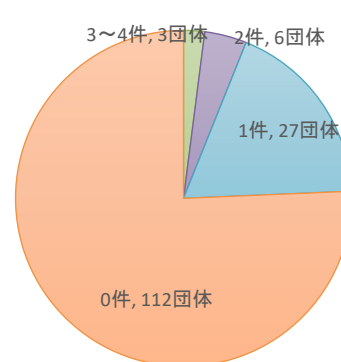
総団体数:112



市区町 (人口10万人-20万人)

実施団体:36→69
件数:48件→114件

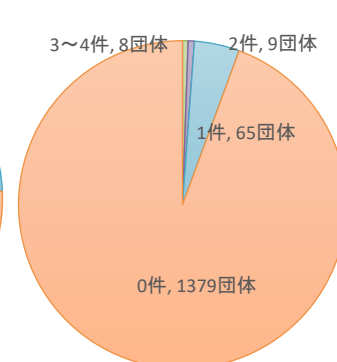
総団体数:148



市区町村 (人口10万人未満)

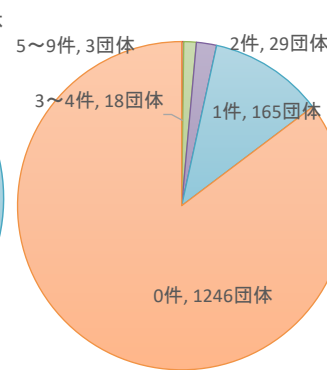
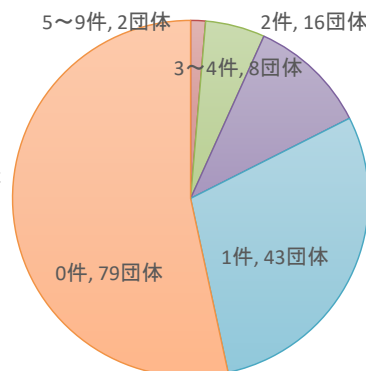
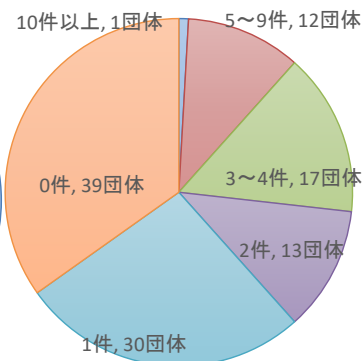
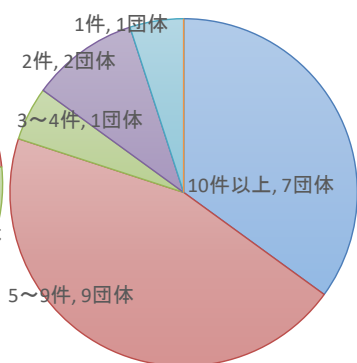
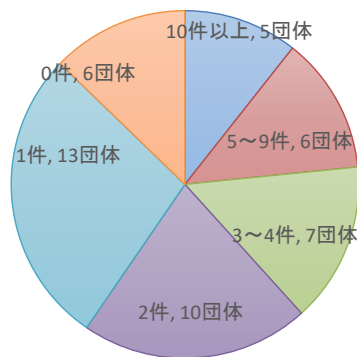
実施団体:82→215
件数:92件→267件

総団体数:1,461



平成
25
年度
末
時
点

令和
5
年度
末
時
点

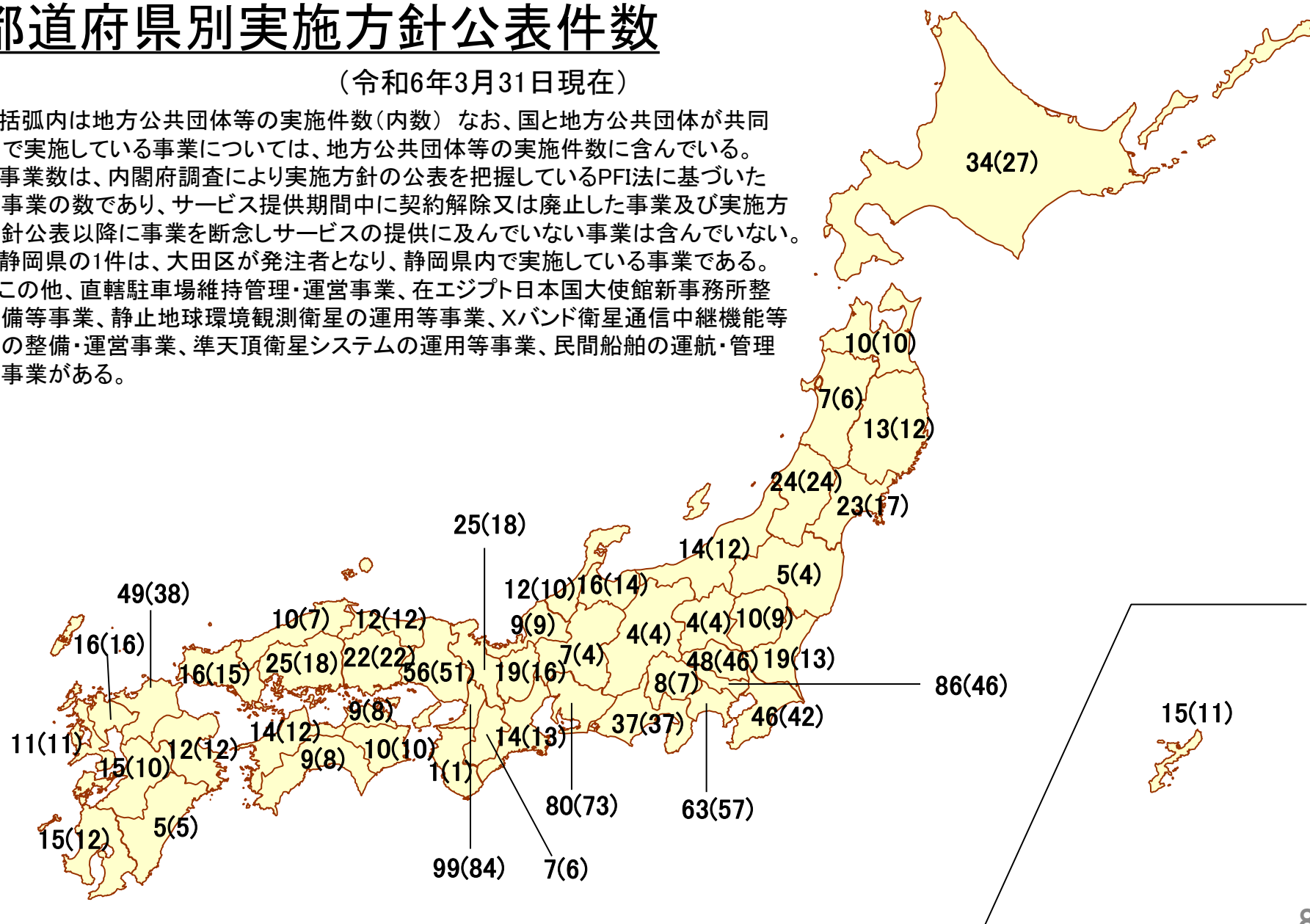


PFI事業の実施状況

都道府県別実施方針公表件数

(令和6年3月31日現在)

- ※括弧内は地方公共団体等の実施件数(内数) なお、国と地方公共団体が共同で実施している事業については、地方公共団体等の実施件数に含んでいる。
- ※事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。
- ※静岡県1件は、大田区が発注者となり、静岡県内で実施している事業である。
- ※この他、直轄駐車場維持管理・運営事業、在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業、静止地球環境観測衛星の運用等事業、Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業、準天頂衛星システムの運用等事業、民間船舶の運航・管理事業がある。

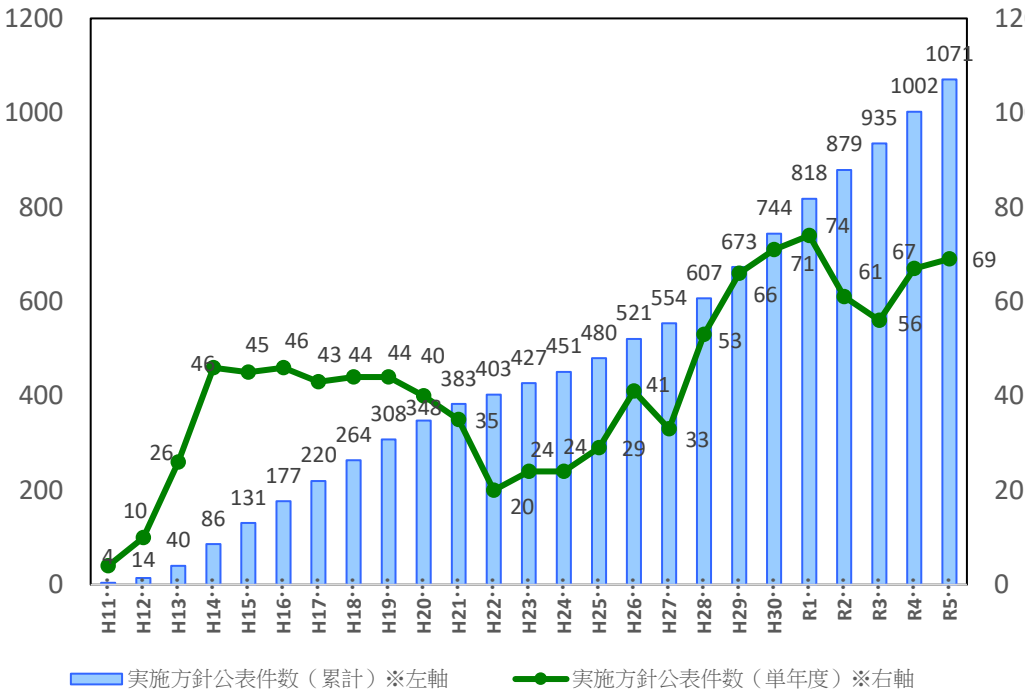


PFI事業の概況

PFI事業数の推移

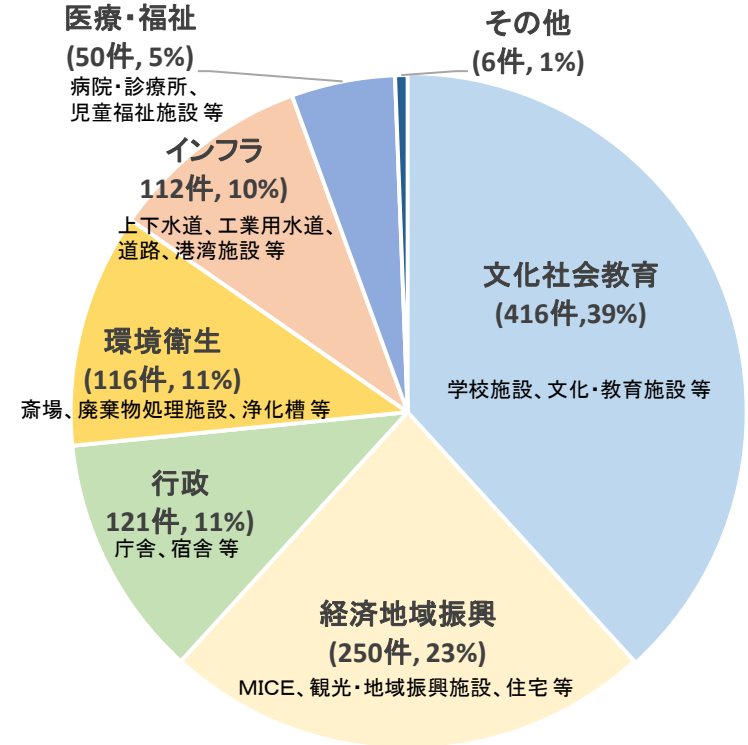
(令和6年3月31日現在)

(事業数)



分野別内訳

(令和6年3月31日現在)



(注)事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

PFI事業における地域企業の参画状況(令和5年度)

○PFIを通じた地域経済社会の活性化に向けては、地域企業など地域における多様な主体の参画と連携が効果的。

○令和5年度に契約締結されたPFI 49事業*1のうち、

- ・**地域企業*2が参画**している事業 : **96%** (47/49件)
- ・**地域企業が代表企業として参画**している事業 : **49%** (24/49件)

*1 以下の事業を除く

- ・事業主体が国等
- ・コンセッション方式
- ・事業地点が東京23区並びに埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県の政令指定都市

*2 地域企業とは、当該事業を実施する都道府県に本社が所在する企業

令和5年度に契約締結されたPFI事業における分野・事業規模ごとの地域企業の参画状況

分野	事業規模	契約金額（落札金額）										
		10億円未満							100億円以上			
文化社会教育 (学校施設、集会施設、スポーツ施設等)		3／3社	2／7社	2／5社	1／1社	6／6社	1／5社	3／3社	2／5社	0／2社	14／17社	5／10社
			0／5社	2／4社	3／9社	2／7社	3／5社	2／3社	4／8社	2／8社	3／8社	
			1／5社	8／11社								
医療・福祉 (病院・診療所、児童福祉施設等)			3／3社									
環境衛生 (斎場、廃棄物処理施設等)			1／6社						3／7社	4／9社	3／9社	
経済地域振興 (スタートアップ施設、観光・地域振興施設、住宅、公園等)		1／2社	7／7社	1／2社	2／5社	1／4社	7／8社	1／6社				
		1／1社	2／3社	3／3社	2／4社	2／2社	6／7社	5／5社				
		3／3社	2／5社	5／9社	7／7社	2／4社	4／5社					
インフラ (上下水道、空港、道路、河川等)		1／1社										
行政 (庁舎、宿舎、防災施設等)												

<凡例>

- : 地域企業が参画し、かつ、代表企業になっている事業
- : 地域企業が参画しているが代表企業になっていない事業
- : 地域企業が参画していない事業

○ / ○社 : 選定されたコンソーシアムにおける、地域企業数 / 全構成企業数

1 PPP/PFIの推進状況

2 アクションプランの改定(令和7年6月4日)等

3 内閣府の支援制度等

PPP/PFI推進アクションプランの進捗状況

- 30年間続いたコストカット経済から脱却し、社会的課題の解決と成長型経済をけん引する手段として、PPP/PFIを更に積極的に推進していく必要。
- アクションプランに掲げる2つの目標（事業規模目標及び重点分野における事業件数10年ターゲット）は順調に進捗。

事業規模目標に対する進捗状況

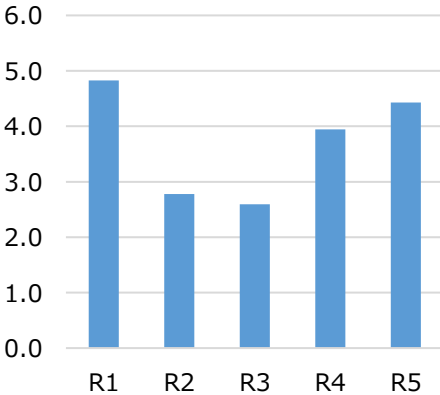
事業規模目標 (令和4年度～令和13年度：10年間)	令和4年度 (1年目)	令和5年度 (2年目)	合計
30兆円	3.9兆円	4.4兆円	8.4兆円

※合計は小数第2位を四捨五入している関係で差異あり。

事業件数10年ターゲット（件数は累積）

事業件数10年ターゲット (令和4年度～令和13年度：10年間)	令和4年度末 (1年目)	令和5年度末 (2年目)	令和6年度末 (3年目)
重点14分野 650件	82件 (13%)	146件 (22%)	209件 (32%)

<各年度の事業規模（兆円）>



<内訳>

(単位：件)

分野	事業件数 10年ターゲット	令和4年度末 (1年目)	令和5年度末 (2年目)	令和6年度末 (3年目)
空港	10	0 (0%)	1 (10%)	3 (30%)
水道	100	3 (3%)	5 (5%)	8 (8%)
下水道	100	2 (2%)	3 (3%)	12 (12%)
道路	60	15 (25%)	26 (43%)	34 (57%)
スポーツ 施設	40	8 (20%)	19 (48%)	22 (55%)
文化・社会 教育施設	35	5 (14%)	11 (31%)	15 (42%)
大学施設	40	23 (58%)	31 (78%)	37 (93%)

分野	事業件数 10年ターゲット	令和4年度末 (1年目)	令和5年度末 (2年目)	令和6年度末 (3年目)
公園	30	3 (10%)	7 (23%)	10 (33%)
MICE施設	30	4 (13%)	7 (23%)	7 (23%)
公営住宅	100	16 (16%)	26 (26%)	44 (44%)
クルーズ船向け 旅客ターミナル	10	1 (10%)	3 (30%)	3 (30%)
公営 水力発電	20	1 (5%)	2 (10%)	2 (10%)
工業用水道	25	1 (4%)	5 (20%)	10 (40%)
自衛隊施設	50	—	—	2 (4%)

※事業件数10年ターゲット：令和13年度(R4-R13年度)までの10年間で具体化を狙う野心的な事業件数のターゲット
※具体化：①実施契約を締結する予定の案件、②実施方針公表段階となる予定の案件のほか、③事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の案件。

PPP/PFI推進アクションプラン 令和7年改定について

- 地方創生2.0が実現する前提として、持続可能で活力ある地域を構築していくため、**公共施設・インフラが適切に整備・維持・管理されることが必要。**
- 公共施設・インフラの整備・維持・管理を**公共だけで行うことは地域によっては困難となりつつあり、官民連携が必要。**
- このため、**地方公共団体や民間事業者が抱えるPPP/PFIの課題を特定し、その課題の解消に資する取組を行うに当たり、以下を柱とし、アクションプランを改定。**

<主な改定事項>

1. 地方公共団体への支援の強化

- ・ PFI推進機構による伴走支援の強化
- ・ PFI事業の検討開始から事業契約までの期間短縮化・負担軽減
- ・ 分野横断型・広域型PPP/PFIの検討要請
- ・ 地域プラットフォーム未設置道県の解消と取組の底上げ

2. 民間事業者を取り巻く事業環境の改善

- ・ 民間事業者の創意工夫を発揮しやすくする環境整備
- ・ PFI推進機構による地域金融機関へのノウハウ提供
- ・ 物価上昇への継続的・的確な対応

3. 地域課題の解決に資する官民連携の推進

- ・ スモールコンセッションの推進
- ・ LABVの普及啓発

4. フェーズフリーの視点を取り入れた官民連携の推進

- ・ フェーズフリーの視点を取り入れた公共施設等の事例を収集し、地方公共団体や民間事業者へ横展開
- ・ 平時を中心とした地方公共団体所有のキッチンカーの活用可能性の研究

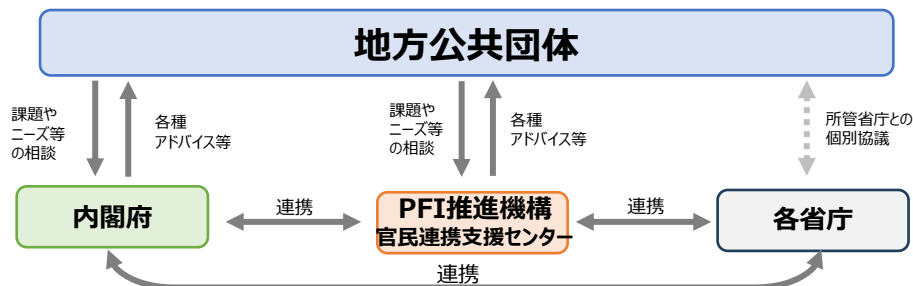
5. 令和7年改定における各分野の主な取組

1. 地方公共団体への支援の強化

- 地方公共団体がPPP/PFIに取り組んでいくための課題として、【課題1】PPP/PFIに関する知識・経験・ノウハウ不足、【課題2】手続等が煩雑で、検討期間が長く、PPP/PFIを敬遠、【課題3】小規模PPP/PFI事業には民間事業者が関心を示さない、【課題4】民間事業者との接点が少ない等が挙げられる。

【課題1】への対応策

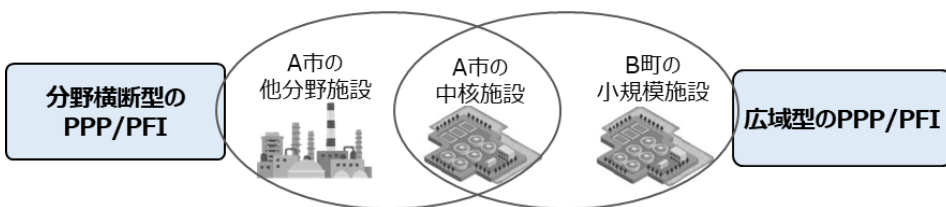
⇒PFI推進機構による伴走支援の強化



- ① PFI推進機構の支援体制の強化や地方公共団体へのフォローアップ、連携強化等による、コンサルティング機能の継続的な実施
- ② VFMの作成支援、アドバイス 等

【課題3】への対応策

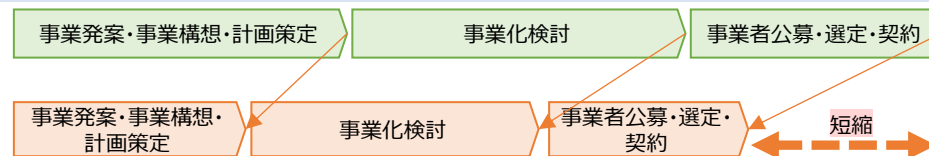
⇒分野横断型・広域型PPP/PFIの検討要請



- ① 本年3月公表の「分野横断型・広域型のPPP/PFI事業導入の手引」による、地方公共団体等に対する普及啓発
- ② 総務省と連名で「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」の改定に関する通知を発出し、分野横断型や広域型のPPP/PFIを検討するよう地方公共団体に要請

【課題2】への対応策

⇒PFI事業の検討開始から事業契約までの期間短縮化・負担軽減



- ① 事例を踏まえて検討の期間短縮・手続の効率化ができるポイントをマニュアルとして令和7年度末を目途に作成・公表

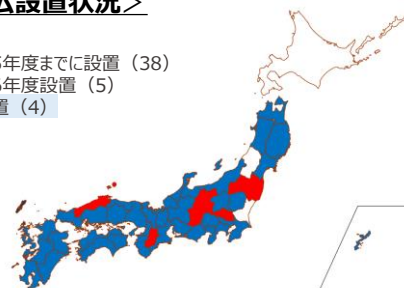
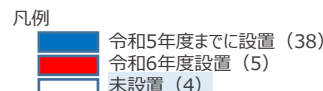
<検討項目の例>

- 事業発案・事業構想・計画策定の最適化
- 導入可能性調査等の短縮・適正化
- 審査手続・質疑対応等の最適化
- 庁内体制における工夫
- 議会对応 等

【課題4】への対応策

⇒地域プラットフォーム未設置道県の解消と取組の底上げ

<地域プラットフォーム設置状況>



*令和7年4月末時点

- ① 官民連携の場である地域プラットフォーム未設置都道府県（4道県）に対して、国土交通省・機構と連携しトップセールスを実施
- ② 令和7年度創設の運営支援事業により、運営上の課題解決のための伴走支援を実施

2. 民間事業者を取り巻く事業環境の改善

○民間事業者がPPP/PFIに取り組んでいくための課題として、【課題1】創意工夫を発揮しづらい、【課題2】地域金融機関のプロジェクトファイナンス経験不足による融資難、【課題3】物価上昇等が挙げられる。

【課題1】への対応策

⇒民間事業者の創意工夫を発揮しやすくする環境整備

① 民間提案ガイドラインの改定・周知

- ・公共側の提案に係る情報・ノウハウの保秘の取扱いの明確化
- ・民間からの提案を促進するための公共側の持つ情報の電子化の推進

② 専門家派遣制度による支援の推進

- ・民間事業者からの提案を促進するため、地方公共団体の環境整備を後押し
＜環境整備の例＞

- 提案受付の統一的な窓口設置や事業リストの公開
- 提案を受けた際のインセンティブ付与（加点措置等）
- 提案内容の審査体制の整備（委員選定等）

③ 指標連動方式の基本的考え方の改定・周知

- ・指標連動方式と類似する方式（業績連動方式、成果連動型民間委託契約方式等）との違いや、指標連動方式に近い仕組みを導入している事例を整理し、指標連動方式の基本的考え方を令和7年6月25日付で改定

④ 手続の効率化マニュアル作成・公表

- ・事例を踏まえて検討の効率化・期間短縮ができるポイントをマニュアルとして令和7年度末を目途に作成・公表

＜検討項目の例＞

- 過大な手続（小規模地方公共団体の事業における競争的対話等）の削減
- 事業者公募に対して、民間事業者が作成する提案資料等の削減

⑤ 既存SPCによる新たなPPP/PFI事業の受託検討

- ・分野横断型・広域型事業における既設SPCの活用について、地方公共団体、民間事業者、金融機関ごとの課題等を整理し、案件形成を進めるための支援を検討

【課題2】への対応策

⇒PFI推進機構による地域金融機関へのノウハウ提供

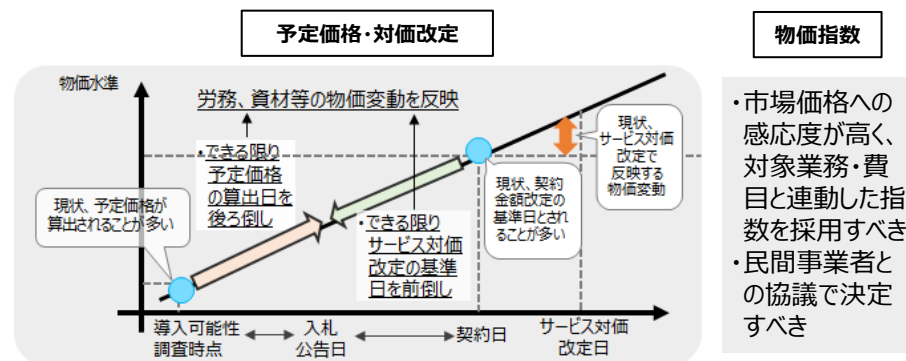
① PFI推進機構の活用等を通じて、地域金融機関におけるPPP/PFI事業に関する取組を促進

- ・地域金融機関向けのプロジェクトファイナンス実務に係る研修の実施
- ・地域金融機関の負担軽減を目的とした融資契約書等の参考例を令和7年度中に作成し、順次提供

【課題3】への対応策

⇒物価上昇への継続的で的確な対応

＜令和6年6月の改定ガイドラインの内容＞



① 令和7年各種ガイドライン等の改定・周知

- ・サービス対価改定の基準時点をあらかじめ実施方針等に明示する必要性を記載。
- ・採用する物価指数の扱いに係る留意事項についての記載。
- ・施設整備における全体スライドに係る記載の追加。

② 令和7年度中にPPP/PFI事業を実施中又は実施を検討中の地方公共団体等を対象に実態調査を実施

3. 地域課題の解決に資する官民連携の推進

- 誰もが安心して住み続けられる地方を構築するため、地方公共団体が抱える課題の解決に資する官民連携手法の構築・改善が必要。
- 地方公共団体が抱える課題として以下が挙げられる。
 - ・【課題1】廃校や古民家等の遊休化した公的施設が増加している
 - ・【課題2】小規模官民連携事業の手続が事業規模に比して負担が大きいとの声がある
 - ・【課題3】活用策が決まっていない公有地を複数所有するケースが多い

【課題1】、【課題2】への対応策 ⇒スモールコンセッションの推進

スモールコンセッション

- 廃校等の空き施設や地方公共団体が所有する古民家等の空き家の活用について、民間事業者の創意工夫を最大限にいかした小規模な官民連携事業を行うことにより、地域課題の解決やエリア価値の向上につなげる取組。



旧荻田家付属町家群を活用した公共施設等運営事業 (岡山県津山市)

- 重要伝統的建造物群保存地区に立地する伝統的建造物に指定されている寄付された町家群を、付加価値の高い宿泊施設として整備・運営。



吉川小学校跡地の公共施設等運営事業 (福岡県宮若市)

- 旧小学校校舎棟を民間企業のAI開発センターとして活用するほか、グラウンド、体育館に農業観光振興センターと地産地消レストランを整備。

【課題3】への対応策 ⇒LABVの普及啓発

LABV (Local Asset Backed Vehicle)

- 地方公共団体等が土地等を現物出資、民間事業者が資金出資を行って設立する官民共同事業体をいう。
- LABVを活用し、複数の開発プロジェクトを連鎖的に実施している事例がある。

- ① 山陽小野田市のLABV事例を基にした解説書を令和7年6月25日公表



複数の公有地等が対象

- ① スモールコンセッションプラットフォーム(※)を活用した機運醸成や官民のマッチングに向けたイベントの開催、セミナーや各種情報発信
(※) 令和6年12月設立。1,038者が参画 (令和7年4月24日時点)。民間企業429、地方公共団体249、その他360。
- ② 「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」を改定 (スモールコンセッションを明記) し、小規模な事業へのPPP/PFIの導入を促進
- ③ 市町村への専門家派遣や、地域の先導的な取組への支援等を通じたモデル事例の創出と効果的な横展開
- ④ 手続負担の少ないスモールコンセッションの実践

4. フェーズフリーの視点を取り入れた官民連携の推進

- 「フェーズフリー」とは、平常時と災害時の境界をなくし、平時の生活を充実させることで災害時の生活も充実させるという考え方。
- 自然災害等が激甚化・頻発化し、財政状況がひっ迫する中、公共施設等の整備に当たってもフェーズフリーの視点を取り入れ、地域活性化と災害対策の両立を図ることが必要。
- フェーズフリーを推進するに当たって、具体的には以下の課題が挙げられる。
 - ・【課題1】公共側の発想だけでは難しく、官民連携による新たな発想・取組が求められる
 - ・【課題2】官民連携による取組を試行し、課題や改善点を洗い出すことが求められる

【課題1】への対応策

⇒フェーズフリーの視点を取り入れた公共施設等の事例を収集し、地方公共団体や民間事業者へ横展開

- ① フェーズフリーの視点を取り入れ公共施設等を整備した事例を調査し、ポイント、留意点等を整理した上で、**事例集を作成**。
- ② 地方公共団体や民間事業者に横展開し、公共施設等の整備におけるフェーズフリーの視点及びメリットを訴求。

フェーズフリーの視点を取り入れた公共施設の整備事例

道の駅くるくる なんと（徳島県鳴門市）



出所：道の駅くるくる なんと、鳴門市公式観光サイト～NARUTO～

- 日常時** 恒常的な販売創出、地域の魅力発信、認知度向上 等
- 非常時** 避難場所提供、備蓄食料供給 等

小清水町防災拠点型複合庁舎 ワタシノ（北海道斜里郡小清水町）



出所：小清水町防災拠点型複合庁舎「ワタシノ」プレスリリース（小清水町HP）

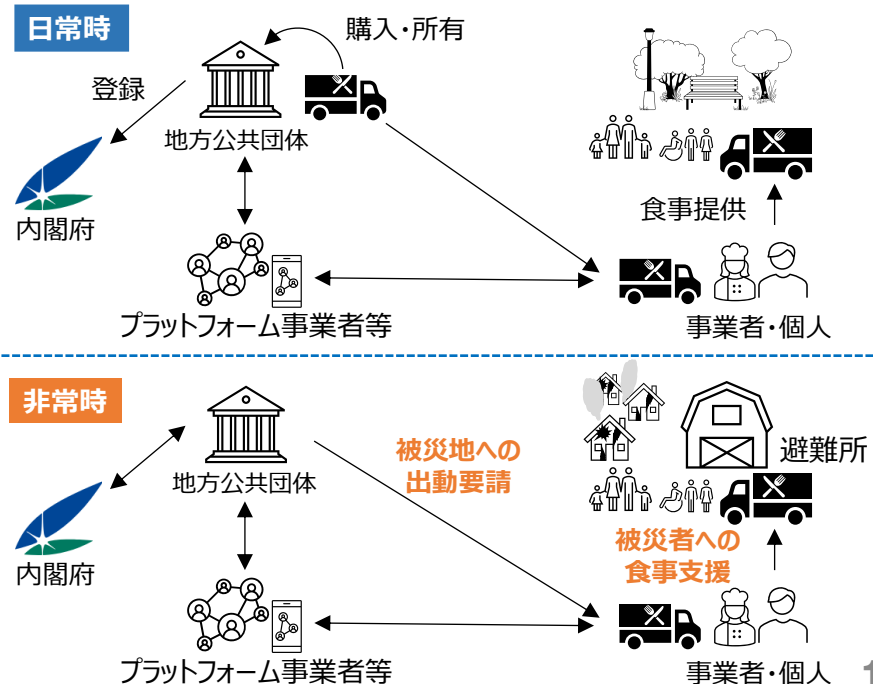
- 日常時** 交流・販売創出、地域活性化 等
- 非常時** 避難場所提供、炊き出し、衛生環境の確保 等

【課題2】への対応策

⇒平時を中心とした地方公共団体所有のキッチンカーの活用可能性の研究

- ① 地方公共団体が防災目的に所有するキッチンカーは、日常時に収益性のある活用が進まず、維持管理費が負担になるおそれ。
- ② 民間ノウハウを活用し、**日常時の負担軽減と、非常時の迅速な支援**を可能とする連携体制を防災部局等と連携し研究。

地方公共団体所有キッチンカーの活用スキーム（イメージ）



5. 令和7年改定における各分野の主な取組

○令和7年アクションプラン改定における、重点分野や、それ以外の分野の主な取組は以下のとおり。

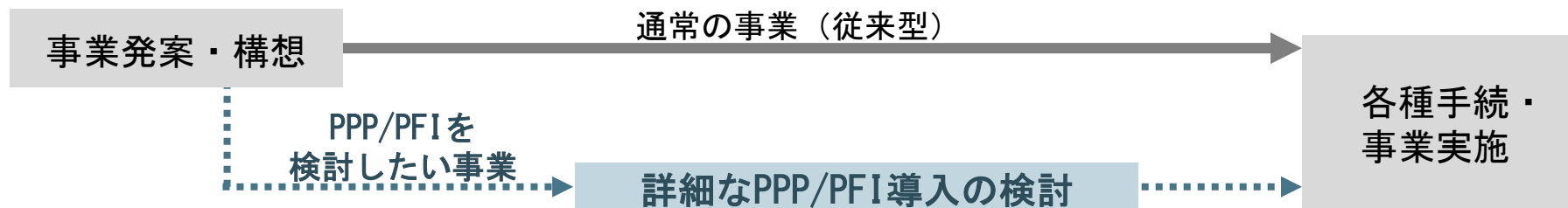
分野		令和7年度の主な取組
重点分野	水道・下水道	✓ 4月に公表した「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン（第2.0版）」を地方公共団体に周知。 ✓ PFI推進機構・内閣府・国土交通省が連携し、ウォーターPPPを検討している地方公共団体への支援を実施。
	道路	✓ 全国14の直轄駐車場の維持管理・運営事業について、コンセッション事業で実施予定であり、令和7年度は事業の具体化に向けた検討を実施。
	スポーツ施設	✓ スポーツ施設の案件形成の推進のため、具体的な構想・計画の策定やアドバイザー経費に対する支援等を行う。
	国営公園	✓ モデルとなる公園（国営備北丘陵公園・国営讃岐まんのう公園）において、サウンディング調査や、専門家からなる検討会での議論を踏まえて、令和8年度の事業者公募に向けた準備・検討を実施。また、他公園における導入についても検討。
それ以外の分野	ハイブリッドダム	✓ 発電施設の新増設について、湯西川ダム・尾原ダム、野村ダムの3ダムで、令和7年度中に事業者を特定予定。
	国立公園	✓ 先端モデル事業として選定された4公園である、十和田八幡平国立公園・中部山岳国立公園・大山隠岐国立公園・やんばる国立公園にて、具体的スキームの検討を行うとともに、他公園への水平展開を検討。
	民間船舶（防衛省）	✓ 民間船舶の運航・管理事業について、2期事業にて、船舶数の拡充（2隻→6隻）を予定。
	火葬場	✓ 地方公共団体に対するセミナーの実施や、火葬場の整備・運営についての事例集の周知。

優先的検討規程とは

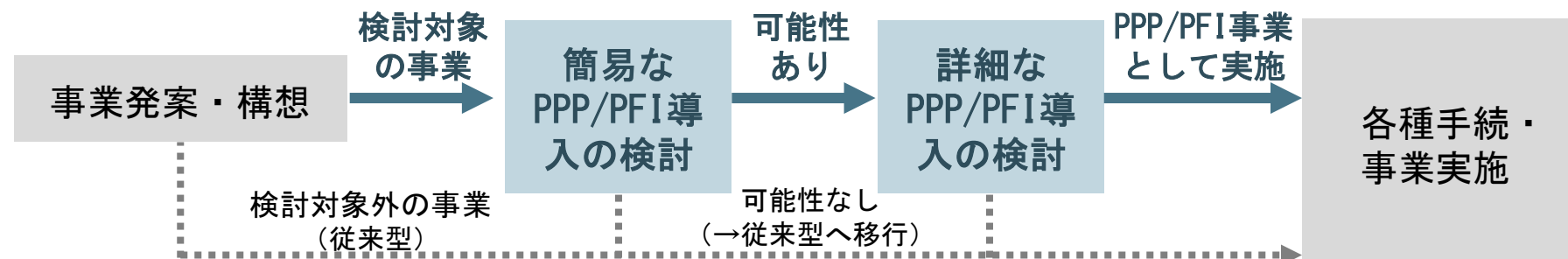
「優先的検討規程」とは、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、**多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、従来型手法に優先して検討すること**を定める規程

- 地方公共団体等が、国が定める「優先的検討指針」に基づいて策定
※対象事業の基準（事業規模等）や検討の手続など、地方公共団体等の状況を踏まえて独自に規定
- 対象となる事業について、従来手法よりも効率的・効果的な実施手法（PPP/PFI等）がないか検討することを原則と定めるルール
- PPP/PFIの導入効果を簡易的に検討する方法や、具体的な手続をまとめたガイドライン

従来の検討



優先的検討



優先的検討策定及び運用にかかる地方公共団体に対する要請等

「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」について（要請）

平成27年12月17日
内閣府・総務省

- 国及び人口20万人以上の地方公共団体に対して、優先的検討規程の策定を平成28年度末までに行うよう要請
- ※「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」民間資金等活用事業推進会議決定（平成27年12月15日）

➤「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引」 平成28年3月 内閣府作成

PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定及び運用について（要請）

平成29年1月
内閣府・総務省

- 優先的検討規程の確実な策定に向けて、規程の策定を改めて要請

➤「PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の手引」 平成29年1月 内閣府作成

PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定及び運用について（要請）

令和2年12月
内閣府・総務省

- 優先的検討規程未策定の人口20万以上の地方公共団体における早急な策定を要請

PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定及び運用について（要請）

令和3年6月
内閣府・総務省

- 優先的検討規程未策定の人口20万以上の地方公共団体における早急な策定を要請
- 人口10万人以上20万人未満の地方公共団体に対して、優先的検討規程の策定を令和5年度末までに行うよう要請
- ※「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」（令和3年改定版）民間資金等活用事業推進会議決定（令和3年6月18日）

➤「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引」改定 令和4年9月 内閣府作成

PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定及び運用について

令和5年7月
内閣府・総務省

- 人口10万人以上20万人未満の規程未策定の地方公共団体に対して、令和5年年度末までの規程策定を再周知

PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定及び運用について（要請）

令和7年6月
内閣府・総務省

- 優先的検討規程未策定の人口5万以上の地方公共団体に対して、早急な策定を要請
- 規程策定済の地方公共団体に対し、指針の改定内容を踏まえた既存の規程の改定を要請
- ※「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」（令和7年改定版）民間資金等活用事業推進会議決定（令和7年6月4日）

II. 多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針の改定の概要

地方公共団体におけるPPP/PFI事業の実施状況や優先的検討規程の策定状況等を踏まえ、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針（令和3年改定版。以下「優先的検討指針」という。）について、（1）優先的検討規程の策定及び運用が求められる地方公共団体の対象を拡大、（2）分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進及び（3）地域人材の育成、地域資源の活用、地域企業の参画・取引拡大・雇用機会創出、にぎわい創出、カーボンニュートラルの実現に向けた脱炭素化、防災・減災など地域経済・社会に対し公共サービス水準の向上、経済的価値の向上及び社会的価値の向上の観点から民間事業者が創出する多様な効果（以下単に「多様な効果」という。）の評価の促進に関する事項を追記するとともに、（4）対象事業の基準の柔軟な設定を可能とすることで、PPP/PFIの更なる推進を図る。

（1）優先的検討規程の策定及び運用が求められる地方公共団体の対象を拡大

優先的検討規程の策定及び運用が求められる地方公共団体の人口について「10万人以上」を「5万人以上」とすることで、地方公共団体におけるPPP/PFIの更なる導入促進を図る。

（2）分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進

優先的検討の開始時期において分野横断型・広域型PPP/PFIの検討を促進することを追記することで、分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進を図る。

（3）多様な効果の評価の促進

優先的検討における簡易な検討及び詳細な検討の評価基準に多様な効果の評価を促進することを追記することで、PPP/PFIの更なる導入促進を図る。

（4）対象事業の基準の柔軟な設定

優先的検討の対象事業の基準が「事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業又は単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業」とされているところ、事業規模が当該基準を下回る公共施設整備事業を行う場合に柔軟に設定できるよう修正することで、PPP/PFIの更なる導入促進を図る。

※参考：改定内容とその理由

番号	改定内容	改定する理由
（1）	優先的検討規程の策定及び運用が求められる地方公共団体の対象を拡大	・人口10万人未満の地方公共団体におけるPFI事業の増加 ・優先的検討規程を策定している人口10万人未満の地方公共団体の増加
（2）	分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進	・分野横断型・広域型PPP/PFIの形成促進（アクションプラン） ・分野横断型・広域型の案件形成（骨太の方針2024）
（3）	多様な効果の評価の促進	・コストカット型経済からの脱却（アクションプラン）
（4）	対象事業の基準の柔軟な設定	・コストカット型経済からの脱却（アクションプラン） ・スモールコンセッションの普及・促進（骨太の方針2024）

(1)優先的検討規程の策定及び運用が求められる地方公共団体の対象の拡大

令和3年3月末と比較して、令和6年3月末の方が、人口5万人以上20万人未満の地方公共団体におけるPFI事業実施方針の公表件数や優先的検討規程を策定した団体数が増加している。

このため、優先的検討規程の策定及び運用が求められる地方公共団体の人口について「10万人以上」を「5万人以上」とすることで、地方公共団体におけるPPP/PFIの更なる導入促進を図る。

○令和6年3月末時点の優先的検討規程の策定状況とPFI事業の実施状況

		団体総数	規程策定済み		PFI事業実施方針の公表	
			団体数	割合	団体数	件数
地方公共団体	人口10万人以上20万人未満の市区	148	83	56.1%	69	114
	人口5万人以上10万人未満の市区町	237	37	15.6%	71	97
	人口1万人以上5万人未満の市町村	692	26	3.8%	111	148
	人口1万人未満の市町村	532	6	1.1%	33	37
	合計	1,609	152	9.4%	284	391

※令和6年度 PPP/PFIの実施状況等に関する調査に基づく集計結果

○令和3年3月末時点の優先的検討規程の策定状況とPFI事業の実施状況

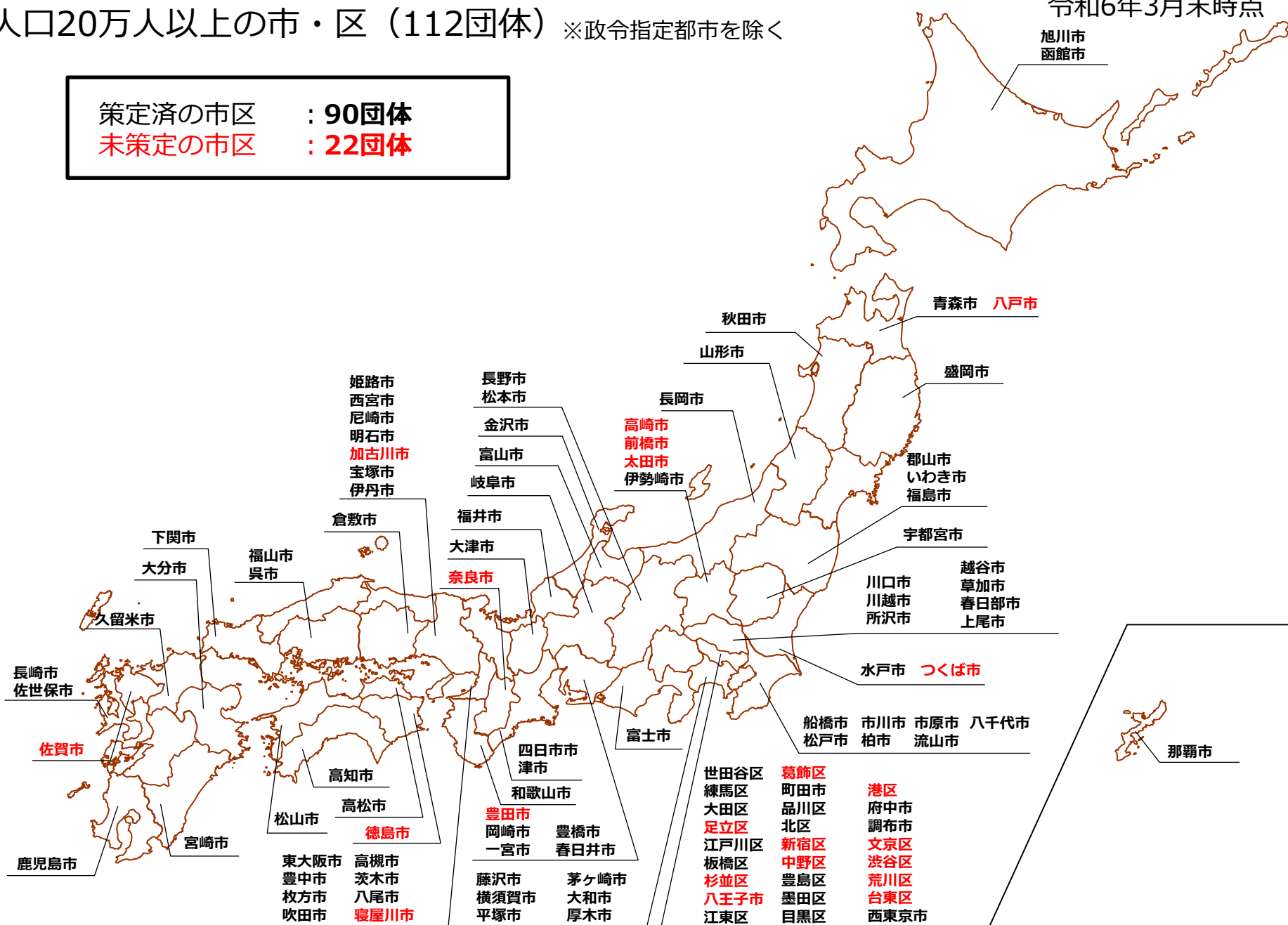
		団体総数	規程策定済み		PFI事業の実施方針の公表	
			団体数	割合	団体数	件数
地方公共団体	人口10万人以上20万人未満の市区	152	22	14.5%	61	96
	人口5万人以上10万人未満の市区町	252	14	5.6%	58	75
	人口1万人以上5万人未満の市町村	682	9	1.3%	76	106
	人口1万人未満の市町村	522	3	0.6%	18	20
	合計	1,608	48	3.0%	213	297

※令和3年度 PPP/PFIの実施状況等に関する調査に基づく集計結果

人口20万人以上の市・区（112団体）※政令指定都市を除く

旭川市
函館市

未策定の市区 : 22団体



(参考)優先的検討規程の策定状況(人口20万人未満の市区町村)

○人口20万人未満の市区町村で優先的検討規程を策定済の団体

令和6年3月末時点

	団体名		人口
1	北海道	小樽市	10.7万人
2	北海道	帯広市	16.2万人
3	北海道	苫小牧市	16.7万人
4	北海道	恵庭市	7万人
5	北海道	中富良野町	0.5万人
6	北海道	白老町	1.5万人
7	岩手県	奥州市	11万人
8	岩手県	平泉町	0.7万人
9	宮城県	栗原市	6.2万人
10	宮城県	大河原町	2.4万人
11	宮城県	村田町	1万人
12	宮城県	亘理町	3.3万人
13	山形県	鶴岡市	11.9万人
14	山形県	酒田市	9.6万人
15	福島県	会津若松市	11.2万人
16	福島県	須賀川市	7.4万人
17	茨城県	土浦市	14.2万人
18	茨城県	古河市	14万人
19	茨城県	高萩市	2.6万人
20	茨城県	笠間市	7.3万人
21	茨城県	取手市	10.6万人
22	茨城県	那珂市	5.4万人
23	茨城県	稲敷市	3.8万人
24	栃木県	足利市	14.1万人
25	栃木県	栃木市	15.4万人

	団体名		人口
26	栃木県	佐野市	11.4万人
27	栃木県	鹿沼市	9.4万人
28	栃木県	日光市	7.6万人
29	栃木県	小山市	16.7万人
30	栃木県	那須塩原市	11.6万人
31	群馬県	沼田市	4.4万人
32	埼玉県	熊谷市	19.2万人
33	埼玉県	狭山市	14.9万人
34	埼玉県	戸田市	14.2万人
35	埼玉県	入間市	14.5万人
36	埼玉県	和光市	8.5万人
37	埼玉県	新座市	16.6万人
38	埼玉県	久喜市	15.1万人
39	埼玉県	八潮市	9.3万人
40	埼玉県	三郷市	14.2万人
41	埼玉県	小川町	2.8万人
42	千葉県	木更津市	13.7万人
43	千葉県	茂原市	8.7万人
44	千葉県	成田市	13.2万人
45	千葉県	佐倉市	17万人
46	千葉県	習志野市	17.5万人
47	千葉県	我孫子市	13.1万人
48	千葉県	鎌ヶ谷市	11万人
49	千葉県	君津市	8万人
50	千葉県	浦安市	17.1万人

(参考)優先的検討規程の策定状況(人口20万人未満の市区町村)

○人口20万人未満の市区町村で優先的検討規程を策定済の団体

令和6年3月末時点

	団体名		人口
51	千葉県	四街道市	9.6万人
52	千葉県	八街市	6.7万人
53	東京都	武蔵野市	14.8万人
54	東京都	昭島市	11.5万人
55	東京都	小金井市	12.5万人
56	東京都	小平市	19.7万人
57	東京都	日野市	18.7万人
58	東京都	東村山市	15.2万人
59	東京都	国立市	7.6万人
60	東京都	東久留米市	11.7万人
61	東京都	多摩市	14.8万人
62	東京都	瑞穂町	3.2万人
63	神奈川県	小田原市	18.7万人
64	神奈川県	秦野市	15.9万人
65	神奈川県	海老名市	14万人
66	神奈川県	葉山町	3.2万人
67	神奈川県	寒川町	4.9万人
68	新潟県	柏崎市	7.7万人
69	新潟県	上越市	18.3万人
70	新潟県	粟島浦村	0.03万人
71	石川県	かほく市	3.6万人
72	石川県	白山市	11.3万人
73	福井県	若狭町	1.4万人
74	山梨県	甲府市	18.5万人
75	長野県	上田市	15.2万人

	団体名		人口
76	長野県	諏訪市	4.8万人
77	長野県	白馬村	0.9万人
78	岐阜県	大垣市	15.8万人
79	岐阜県	高山市	8.3万人
80	岐阜県	中津川市	7.5万人
81	岐阜県	美濃加茂市	5.8万人
82	静岡県	沼津市	18.8万人
83	静岡県	三島市	10.6万人
84	静岡県	焼津市	13.6万人
85	静岡県	袋井市	8.8万人
86	静岡県	湖西市	5.8万人
87	愛知県	瀬戸市	12.7万人
88	愛知県	半田市	11.7万人
89	愛知県	豊川市	18.6万人
90	愛知県	安城市	18.8万人
91	愛知県	江南市	9.9万人
92	愛知県	小牧市	15万人
93	愛知県	稲沢市	13.4万人
94	愛知県	東海市	11.3万人
95	愛知県	岩倉市	4.8万人
96	愛知県	豊明市	6.8万人
97	愛知県	愛西市	6.1万人
98	三重県	伊勢市	12万人
99	三重県	鈴鹿市	19.6万人
100	滋賀県	彦根市	11.1万人

(参考)優先的検討規程の策定状況(人口20万人未満の市区町村)

○人口20万人未満の市区町村で優先的検討規程を策定済の団体

令和6年3月末時点

	団体名		人口
101	滋賀県	長浜市	11.4万人
102	滋賀県	草津市	14万人
103	京都府	京田辺市	7.2万人
104	大阪府	池田市	10.3万人
105	大阪府	柏原市	6.7万人
106	大阪府	羽曳野市	10.8万人
107	大阪府	門真市	11.7万人
108	大阪府	岬町	1.5万人
109	兵庫県	相生市	2.7万人
110	兵庫県	三木市	7.4万人
111	兵庫県	高砂市	8.7万人
112	兵庫県	三田市	10.7万人
113	奈良県	大和郡山市	8.3万人
114	奈良県	桜井市	5.5万人
115	奈良県	広陵町	3.5万人
116	鳥取県	鳥取市	18.1万人
117	鳥取県	米子市	14.5万人
118	鳥取県	智頭町	0.6万人
119	島根県	松江市	19.6万人
120	島根県	出雲市	17.3万人
121	島根県	安来市	3.6万人
122	岡山県	津山市	9.6万人
123	広島県	東広島市	19.1万人
124	広島県	廿日市市	11.6万人
125	山口県	宇部市	15.8万人
126	山口県	山口市	18.7万人

	団体名		人口
127	山口県	萩市	4.3万人
128	山口県	防府市	11.4万人
129	山口県	岩国市	12.7万人
130	山口県	周南市	13.6万人
131	徳島県	美馬市	2.7万人
132	愛媛県	今治市	15万人
133	愛媛県	新居浜市	11.4万人
134	愛媛県	西条市	10.4万人
135	愛媛県	久万高原町	0.7万人
136	高知県	南国市	4.6万人
137	福岡県	飯塚市	12.5万人
138	福岡県	小都市	6万人
139	佐賀県	小城市	4.4万人
140	熊本県	八代市	12.2万人
141	熊本県	上天草市	2.4万人
142	大分県	別府市	11.3万人
143	大分県	佐伯市	6.6万人
144	宮崎県	延岡市	11.6万人
145	宮崎県	日向市	5.9万人
146	鹿児島県	出水市	5.2万人
147	鹿児島県	奄美市	4.1万人
148	沖縄県	宜野湾市	10万人
149	沖縄県	糸満市	6.3万人
150	沖縄県	豊見城市	6.6万人
151	沖縄県	うるま市	12.7万人
152	沖縄県	読谷村	4.2万人

(参考)優先的検討規程運用支援について

令和7年度募集要綱概要

概要

「優先的検討規程」とは、地方公共団体が公共施設の整備等を行う場合、自ら行う従来型手法に優先して、PPP/PFI手法の導入を検討することを定める規程

この規程の策定と、規程を運用して具体の事業をPPP/PFI方式で進捗させる過程に対し、内閣府職員及び内閣府が委託して派遣するコンサルタントが助言・指導等して支援

支援内容

■支援対象

優先的検討規程を令和7年度末までに策定予定又は策定済みで運用の改善を図ろうとする地方公共団体

※支援対象の選定では、(1)～(3)の要件に当てはまる地方公共団体を優位に評価します。

- (1) **人口20万人未満の地方公共団体** (2) 優先的検討規程が未策定の地方公共団体
(3) 今後速やかに庁内でPPP/PFI手法の導入を検討する具体の事業がある地方公共団体

■具体的な支援事項(例)

○コンサルタントによる資料提供や助言、内閣府職員やコンサルタントの地方公共団体への派遣等により、地方公共団体が行う優先的検討規程の策定、あるいは、対象事業に関する優先的検討規程の運用の初期段階を実際に事業化することを念頭に支援

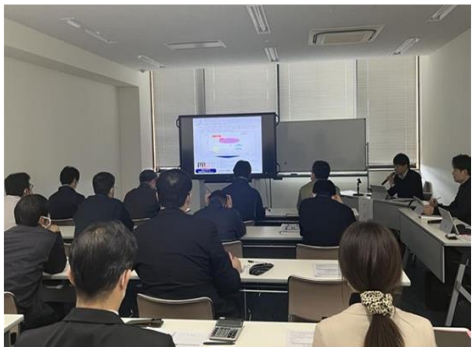
- ・ 優先的検討規程の策定・運用に関する助言
- ・ 他の地方公共団体が策定した優先的検討規程の優良事例に関する情報提供
- ・ 対象事業の類似事例におけるPPP/PFI手法の導入効果や特徴に関する情報提供
- ・ 優先的検討規程策定に関する庁内勉強会等におけるPPP/PFIの基礎知識を始めとした講義対応
- ・ 対象事業の企画から事業者選定までの手順について、シナリオ・手順フロー図を作成するために必要な情報の提供

等

これまでの支援事例



庁内勉強会における講義
西条市(愛媛県)
(令和5年度支援)



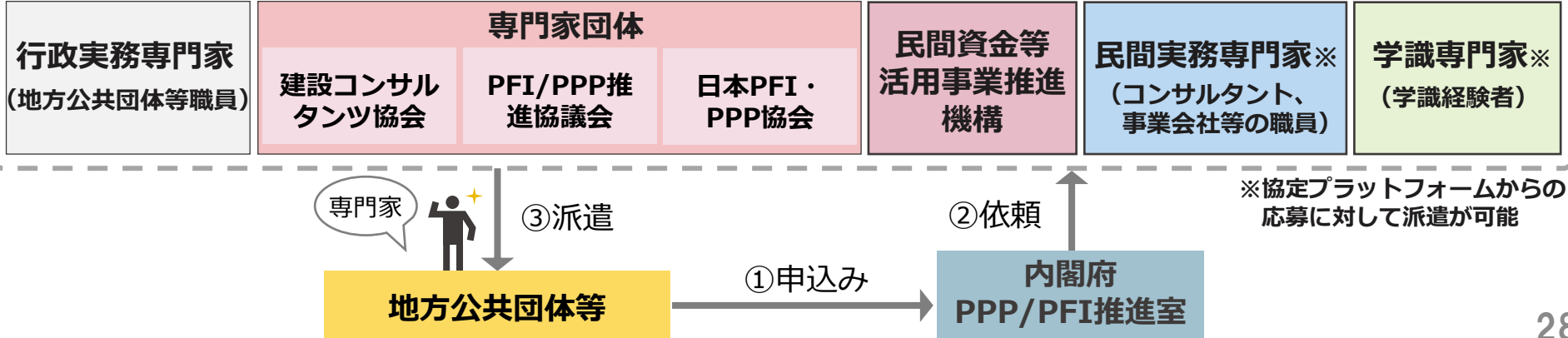
庁内勉強会における講義
出水市(鹿児島県)
(令和5年度支援)

(参考)PPP/PFI専門家派遣制度の概要

- PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度。
- 制度運用を開始した平成23年度以降、派遣件数は令和6年度末までに延べ585件。
- 令和7年度より、内閣府及び国土交通省と協定を結んでいる地域プラットフォーム（以下「協定プラットフォーム」という。）事務局からの依頼に対して派遣できる専門家を拡充。

【制度の概要】

- 地方公共団体等からの依頼内容に応じて適切な専門家を選定し、1回につき半日程度で派遣（内容に応じて複数回の派遣も可能）。
- 通年で申込を受付けており、派遣費用（旅費、謝金）は内閣府が負担。
- 専門家の派遣は、行政実務専門家（地方公共団体等職員）、専門家団体（コンサルタント等）、民間資金等活用事業推進機構の中から選択が可能。協定プラットフォームからの応募の場合、民間実務専門家名簿又は学識専門家名簿に記載された専門家からの選択も可能。
- 専門家は、専門的な立場から、講演、事業手法に関する助言等を実施。
（PPP/PFI事業に係る依頼内容の例）
 - ・ 制度概要、事例紹介、事業推進方法等に関する講演
 - ・ 事業の案件形成、庁内推進体制の構築や検討ルールを整備、予算対応、議会对応、庁内合意形成に関する相談
 - ・ 金融、ファイナンスに関する相談
 - ・ 地域プラットフォームの形成・運用、**優先的検討規程の策定・運用**に関する相談
 - ・ 首長、地方議会の理解促進等を図る取組に関する相談
 - ・ 民間提案制度に係る受け入れ体制構築・インセンティブ付与方法・審査方法に関する相談



(2)分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進について

アクションプランや骨太の方針2024における分野横断型・広域型PPP/PFIに関する記載を踏まえて、優先的検討の開始時期において分野横断型・広域型PPP/PFIの検討を促進することを追記することで、分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進を図る。

アクションプラン（抜粋）

1. PPP/PFI推進に当たっての考え方

(2) 推進の方向性

iii) PPP/PFI手法の進化・多様化

単独では事業化が困難な場合であっても、類似施設・共通業務の統合による効率化を図る分野横断PPP/PFI、地方公共団体間の連携による業務の効率化・補完にも資する広域型PPP/PFIの形成の促進が重要である。

骨太の方針2024（抜粋）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

(4) 戦略的な社会資本整備

(PPP/PFIの推進)

公共サービスを効率的・効果的に提供するPPP/PFIについて、改定アクションプランに掲げる目標を着実に達成することを目指し、取組を更に推進する。ウォーターPPPや空港、スタジアム・アリーナ等の重点分野への事業化支援を継続しつつ、自衛隊施設、国立公園、火葬場のPPP/PFIを推進する。民間企業の努力や創意工夫により適正な利益を得られる環境の構築とともに、分野横断型・広域型の案件形成を促進する。空き家等の既存ストックを活用するスモールコンセッション等の普及を促進するとともに、地域プラットフォームの強化に取り組む。

(参考)分野横断型・広域型のPPP/PFI事業導入の手引の策定(令和7年3月)

○一層の歳出の効率化、不足する地方公共団体職員の補完、民間事業者の参入促進等の観点から、分野横断型・広域型のPPP/PFIの形成を促進するため、本手引を策定。先行事例から抽出したポイントをまとめ、今後、地方公共団体へ横展開を図り、地方公共団体の担当者が分野横断型又は広域型のPPP/PFIの事業を推進する契機とすることを目的とする。

分野横断型・広域型PPP/PFI事業の類型例		本手引の構成
項目		
事業イメージ	分野横断型 地方公共団体 庁舎 集会所 図書館 民間企業等 発注 広域型 連携協約・協議会等 地方公共団体A ↔ 地方公共団体B 発注 民間企業等	はじめに：背景となる社会環境や分野横断型・広域型のPPP/PFIの必要性 等 第1章：本手引の目的と活用方法・本手引を用いる場面例 等 第2章：分野横断型・広域型事業の基礎情報（類型・事例状況） 等 第3章：課題・目的を踏まえた手法選択の考え方・検討の視点・手法選択フロー例 等 第4章：事業化に向けての留意点・ポイント 等 参考事例集

事業化に向けての留意点・ポイント

分野横断型・広域型PPP/PFIの先行事例紹介

➢ 分野横断型・広域型それぞれのPPP/PFI事業の事業化に向けての留意点・ポイント・その対策等を先行事例の地方公共団体・民間事業者へのヒアリング等により抽出し、各検討段階において整理。



- 分野横断型又は広域型の事業とするきっかけづくり・合意形成 等
- 庁内外との調整事項
■ 民間事業者への意向把握 等
- 事業条件の設定
■ 選定・審査方法
■ 民間事業者との関わり方 等
- モニタリング
■ 情報共有体制 等

<先行事例における取組内容の一例>

分野横断型	部署横断タスクフォースの設置	外部意見の反映	全体を俯瞰した要求水準書	関係部署間の役割分担
	事業推進の会議体の設置	分野横断の効果の整理	地元事業者のリスト公表	非常時・事故等への備え
広域型	財務シミュレーションの実施	県と市の連携・事前相談	横断組織の設置	モニタリング時の連携体制
	協議会を契機とした協議推進	連絡窓口の一本化	県と市の責任所在の明確化	システムの共通化

➢ 合計29団体(分野横断型15件、広域型14件)へのヒアリングを実施し、「事業目的・得られた効果等」、「事業概要」、「事業スキーム」、「事業化までの経緯・ポイント」等を紹介。

➢ 特に各検討段階における具体的な取組状況、課題と対応策、実際の担当者としての苦労した点などを取り上げるようにしている。

01 荒尾市ウェルネス拠点施設(仮称)整備・運営事業

1. 事業概要

2. 事業化までの経緯・ポイント

事業スキーム

02 南新田地区における土地利用イメージ

1. 事業概要

2. 事業化までの経緯・ポイント

事業スキーム

(3)多様な効果の評価の促進について

30年間続いたコストカット型経済から脱却し、「新たな成長型経済」へと移行する中、社会的課題を解決し、成長型経済をけん引する手段として、PPP/PFIを更に推進するとともに、民間事業者が適正な利益を得られる環境を構築する必要がある。

その方法の一つとして、費用減少以外のメリットを適切に評価することが挙げられるが、これに当たっては、地域人材の育成、地域資源の活用、地域企業の参画・取引拡大・雇用機会創出、にぎわい創出、カーボンニュートラルの実現に向けた脱炭素化、防災・減災など地域経済・社会に対し公共サービス水準の向上、経済的価値の向上及び社会的価値の向上の観点から民間事業者が創出する多様な効果を含めた総合的な評価を行う必要がある。

このため、優先的検討における簡易な検討及び詳細な検討の評価基準に多様な効果の評価を促進することを追記することで、PPP/PFIの更なる導入促進を図る。

アクションプラン（抜粋）

1. PPP/PFI推進に当たっての考え方

(1) 基本的な考え方

社会課題の解決と経済成長を同時に実現し、成長と分配の好循環の実現を生み出すことに貢献するものであることから、新しい資本主義の中核となる新たな官民連携の柱としてPPP/PFIを推進していく必要がある。これからのPPP/PFIの推進に当たっては、30年間続いたコストカット型経済から脱却し、「新たな成長型経済」への移行に応じ、行政においては「歳出の効率化」、民間事業者においては「利益の創出」、住民においては「サービスの向上」という視点から推進していく必要がある。

2. PPP/PFIの推進施策

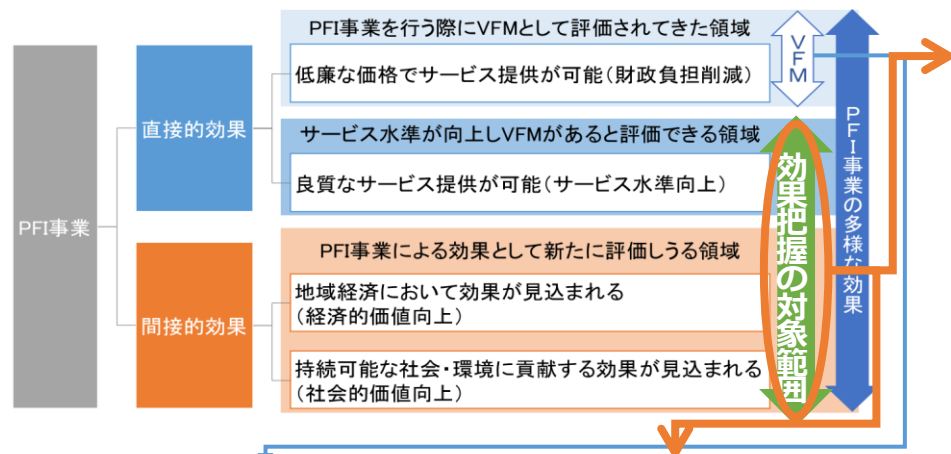
(2) 地方公共団体等の機運醸成、ノウハウの蓄積、案件形成に向けた積極的な支援

財政負担軽減のみならず、地域企業の参画や地域産材の活用、地域人材の育成などPFI事業等の地域経済・社会に対する多様な効果を適切に評価し、案件形成、事業者選定、契約履行等のあらゆる段階において事業化を進めやすい環境整備を行うことにより、ローカルPFIの推進を図る。

(参考)PPP/PFI事業の多様な効果に関する手引・事例集の策定(令和5年9月)

多様な効果手引・事例集の着眼点

- PFIは、これまで効率的・効果的な公共サービスの提供手法として、主に財政負担縮減（VFM）が重視される傾向。
- 地域経済・社会に貢献するローカルPFIの確立と普及のため、財政負担縮減のみならず、**持続可能な地域・経済社会の実現に関する多様な効果の把握**し、PPP/PFI事業の**多様な効果を定量的に評価できるよう手引・事例集として整理**した。



	財政負担の削減	多角的効果
優先的検討	費用総額の比較	多様な効果の有無を把握
実施方針策定		関連する政策目標・上位計画を整理
特定事業選定	予定額に基づくVFM算定	解決したい課題に基づく評価軸や評価の着眼点を設定
公募要項公表		課題解決に効果を発揮する評価項目を整理(「ローカルPFI」を標榜)
官民対話		事業者視点からの評価項目の適正性について意見聴取
提案評価	契約金額に基づくVFM算定	評価項目ごとの評価指標を具体化し、事業者からの提案内容を評価
契約条件調整		提案時に事業者が示した目標値等の適合性確認やモニタリング指標の協議
モニタリング	実際のコストに基づくVFM算定	実施方針から一貫した評価軸によるモニタリング指標を用いてPFIの効果を測定※

※モニタリング指標は、事業期間中の事情の変更等により、適宜修正が行われることが想定される。

・**ローカルPFIの考え方**や多様な効果指標の指標連動方式への活用方法についても提示。

多様な効果の事例紹介

06

文教施設
複合施設

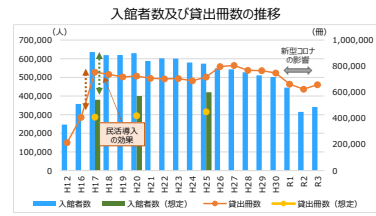
桑名市図書館等複合公共施設特定事業

(三重県桑名市)

桑名市は、中心市街地の活力低下が見られるとともに、教育文化施設、福祉施設等の老朽化・狭小化により多様化する市民ニーズへの対応が求められていた。本事業は、旧図書館と比較し規模が増大し人材確保が困難であったことから、運営業務を民間に委ねることで、多様なサービスニーズへ対応し専門性の高いサービス提供を行うことを目的にPFI手法を導入。有資格者数の増加や新技術導入により、想定を上回る入館者数、貸出冊数等の効果を実現、併設した独立採算事業のカフェも人気があり、中高生の利用も多いことから中心市街地活性化に寄与している。

PPP/PFI導入の効果		特定事業選定時	5.5%~12.5%	契約時	22.0%
VFM	サービス・利便性向上	入館者数(図書館) 貸出冊数(図書館)	従前 25万人/年(H12) 21万冊/年(H12)	従後	50万人/年(H30) 75万冊/年(H30)
	迅速・柔軟な対応	有資格者数	従前 司書1人(H12)	従後	司書21人(H30)
	開館時間の延長	図書等不明簿償率	従前 簿価総額 0.3%(H12)	従後	簿価総額 0.0304%(H30)
行政職員の事務負担軽減	事務作業の軽減(図書の運搬、資料・備品の購入・管理等)	従前	午前9時~午後5時(木曜は午後7時)	従後	午前9時~午後9時
	地域雇用の創出(市内雇用者割合)	従前	行政が実施	従後	事業者が実施(規模増大・専門性への対応)
経済的価値	地方創生	スタッフの50%程度は地域雇用			
社会的価値	新たな政策課題	新技術の導入	民間提案によるICTタグ、自動化書庫、自動貸出機の導入(カウンター業務の省力化、プライバシー保護に寄与)		

事業実施により実現した多様な効果の指標及び評価



事業概要	
事業主体	三重県桑名市
人口	140,134人(令和4年1月1日)
事業方式	PFI(BOT)、混合型
事業期間	32年(維持管理・運営期間 30年)
施設規模	延床面積 約8,150㎡
契約金額	約116億円(税抜)
施設概要	中央図書館 中央保健センター(平成30年移転、地域コミュニティ局入居)、勤労青少年ホーム(平成27年廃止、入居センター入居)、多目的ホール、生活利便サービス施設、託児所、駐車場、駐輪場
S P C の構成企業	代表企業 鹿島建設(株) 構成企業 (株)佐藤総合計画、(株)図書館流通センター、セントラルリース(株)、積村ビル管理(株)、(株)三重電子計算センター
事業経緯	平成13年6月 実施方針等の公表 平成13年11月 入札説明書等の公表 平成14年4月 落札者の決定 平成14年6月 契約締結 平成16年10月 供用開始



(4)対象事業の基準の柔軟な設定について

以下の1)～5)の理由から、優先的検討の対象事業の基準が「事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業又は単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業」とされているところ、公共施設整備事業に係る事業規模が当該基準を下回る公共施設整備事業を行う場合に柔軟に設定できるよう修正することで、PPP/PFIの更なる導入促進を図る。

- 1) 人口の少ない地方公共団体ほど施設規模が小さく、事業規模が小さくなる傾向にあることから、人口の少ない地方公共団体に対して優先的検討規程の策定及び運用を促進するためには、この実態を踏まえる必要がある。
- 2) 優先的検討指針に掲げる対象事業の基準を下回る又は制限のない優先的検討規程が存在する。
- 3) 事業費10億円未満程度のスモールコンセッションを推進している。
- 4) 公的負担の抑制だけでなく、多様な効果による評価が必要である。
- 5) 複数分野の公共施設等の整備等を行う場合及び複数の管理者等による公共施設等の整備等を行う場合も考慮する必要がある。

(参考) 地方公共団体の優先的検討の事業費基準の事例

※人口は令和7年4月1日現在

- 「民間活用（川崎版PPP）推進方針」（神奈川県川崎市：人口約155万人）
 - ・施設整備・管理運営事業（ハード事業）については、金額や規模等で限定せず、原則すべての案件を優先的検討の対象とする。
- 「西東京市官民連携ガイドライン」（東京都西東京市：人口約20.8万人）
 - ・事業費の総額が1億円以上の公共施設整備事業（建設、改修等に限る）
 - ・単年度の事業費が2千万円以上の公共施設整備事業（維持管理、運営等に限る）
- 「会津若松市PPP/PFI手法導入優先的検討規程」（福島県会津若松市：人口約11.1万人）
 - ・事業費の総額が5億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
 - ・事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含む運営等を行うものに限る。）
 - ・単年度の事業費が5,000万円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

(参考)優先的検討規程策定 事例① (愛知県豊明市)

豊明市PPP/PFI手法導入優先的検討規程 (令和4年5月策定)

基本情報



愛知県の中央よりやや西部に位置し、名古屋市南部に隣接する豊明市は、緑豊かな自然環境と古い歴史に育まれながら、快適な居住環境を備えた名古屋都市圏の住宅都市として発展を続けている。

人口	67,768人 (令和7年4月1日現在)
PFI推進窓口部局	企画政策課

優先的検討規程策定に当たってのポイント

- 類似規模の地方公共団体へのヒアリング調査結果を踏まえて、豊明市の令和3～12年度の10年間で予定される公共施設の建替及び修繕更新費用(下表)をもとに、豊明市の特徴に沿った事業費基準を設定している。

表 豊明市における今後の公共施設の建替、修繕更新費用				
事業規模	1億円以上	3億円以上	5億円以上	10億円以上
件数	3件	0件	1件	1件

(令和3年度PPP/PFI手法優先的検討規程策定・運用に関する調査検討支援業務 業務委託報告書より抜粋)

- 豊明市で実施する全ての事業(指定管理施設の更新を含む)において、民間活力の活用を検討できる余地を残している。

優先的検討の対象とする事業 (豊明市の優先的検討規程より抜粋)

第5条 次の各号に該当する公共施設整備事業を優先的検討規程の対象とする。

- (1) 民間事業者の資金、経営能力及び技術能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
- (2) 次のいずれかの事業費基準等を満たす公共施設整備事業
 - ア 事業費の総額が1億円以上の公共施設整備事業(建設、製造又は改修を含むものに限る。)
 - イ 単年度の事業費が3,000万円以上の公共施設整備事業(運営等を行うものに限る。)
 - ウ その他優先的検討を行う必要があると判断した公共施設整備事業

(参考)優先的検討規程策定 事例②（北海道中富良野町）

中富良野町PPP/PFI優先的検討ガイドライン（令和6年7月策定）

基本情報



北海道の中央に位置し、上富良野町、富良野市、芦別市、美瑛町と接する。主要産業は稲作を主体とする農業で、ラベンダー観光発祥の地として、年間約110万人の観光客が訪れる。

人口	4,430人（令和7年3月31日現在）
PFI推進窓口部局	企画課 未来戦略係

優先的検討規程策定に当たってのポイント

- 優先的検討指針に沿って事業費基準を設定すると、該当する案件が少なく優先的検討規程の運用が形骸化するとの懸念があるため、今後予定する事業規模等を踏まえ、公共施設整備・維持管理運営事業の事業費基準を設定している。
- より多くの事業において、効率的かつ効果的にPPP/PFI手法導入の検討を行うために、公共施設整備・維持管理運営事業だけでなく、公有財産利活用事業についても規程を定めている。

優先的検討の対象とする事業（中富良野町の優先的検討規程より抜粋）

第3章 1. 優先的検討の対象となる事業分野の範囲

公共施設等総合管理計画に基づく将来的な事業発案の中心となる分野を踏まえ、本町における優先的検討の対象となる事業分野は「①公共施設整備・維持管理運営事業」及び「②公有財産利活用事業」とする。

【公共施設整備・管理運営事業】

第4章 3. 優先的検討の開始（ステップ1）

1) 優先的検討の対象事業

本町において、次表に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。ただし、下記の基準を満たさない事業であっても、**明らかに民間事業者の参入が見込まれる場合**（具体的に民間事業者の参入希望がある場合等）で、**PPP/PFIの効果が期待できるもの**については、導入の検討を行うものとする。

優先的検討の対象財産
① 事業費の総額が2億円以上 の公共施設整備事業（建設・設計）
② 単年度の事業費が5千万円以上 の公共施設整備事業（運営）

【公有財産利活用事業】

第5章 3. 優先的検討の開始（ステップ1）

1) 優先的検討の対象財産

本町において、次表の基準に該当する未利用の公有財産を優先的検討の対象とする。ただし、下記の基準を満たさない事業であっても、**明らかに民間事業者の参入が見込まれる場合**（具体的に民間事業者の参入希望がある場合等）で、**PPP/PFIの効果が期待できるもの**については、導入の検討を行うものとする。

優先的検討の対象財産
① 3,000㎡以上
② 当面行政利用が見込まれない財産
③ 民間活用に支障がない財産

優先的検討プロセスの全体像と優先的検討規程策定の主な効果

効果1: 庁内の検討体制の構築

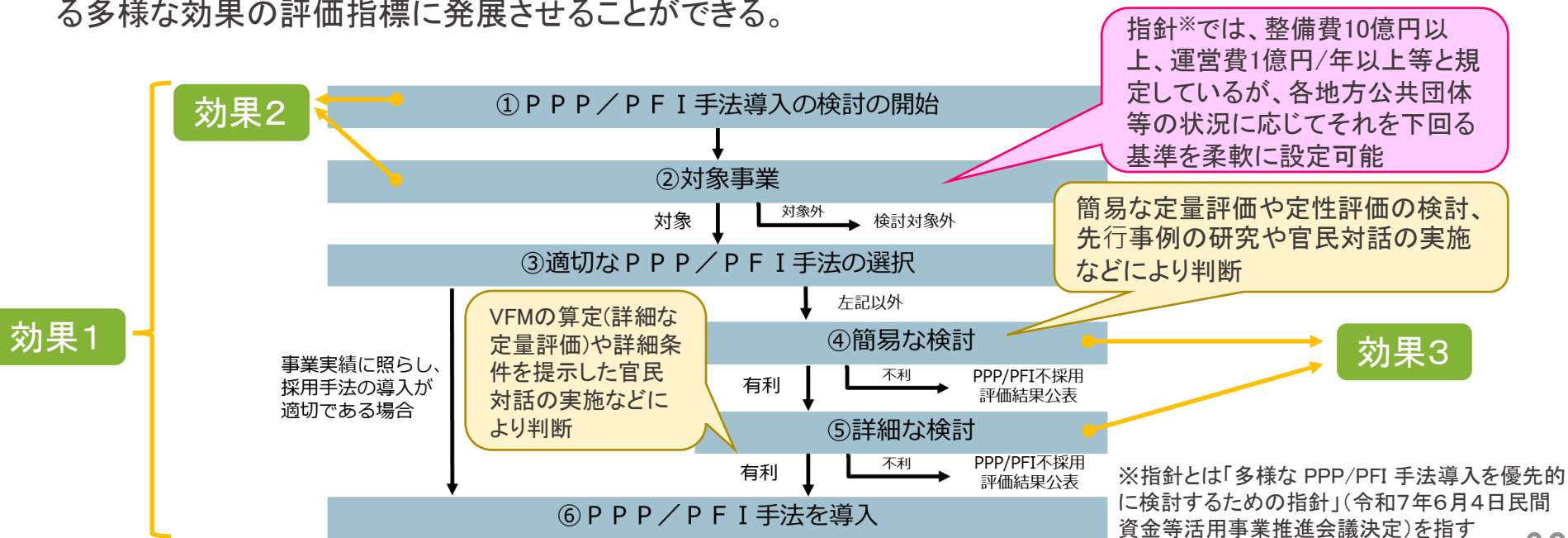
- 事業所管課をはじめとする関連部局が意思決定に関与する方法やタイミングが明確化され、効果的かつ効率的に庁内(議会含む)で検討する体制を構築できる。
- 対象となる事業や事業費基準等を設定し、PPP/PFI手法により効果が高まる可能性がある事業を捕捉する仕組みを構築できる。

効果2: 分野横断型・広域型事業の検討

- 導入検討の開始等のプロセスにおいて、通常のPPP/PFIに比べ、より効果が高まる可能性がある分野横断型・広域型PPP/PFI事業を検討する仕組みを構築できる。

効果3: 多様な効果の検討

- 簡易な検討及び詳細な検討において上位計画に基づく多様な効果の評価を実施できる。
- PPP/PFI手法導入決定以降の実施方針公表や特定事業の選定、民間事業者選定、契約、モニタリングにおける多様な効果の評価指標に発展させることができる。



III. ガイドライン等の一部改正の概要

○PPP／PFI の推進に向け、民間事業者が適正な利益を得られる環境を構築するため、以下のようなガイドライン等の改正を実施。

1. 物価変動に係る対応

今般の急激な物価変動等を背景に、内閣府において昨年、ガイドライン等の改正、通知や事務連絡の発出を行ったところ。民間事業者等からの要望、地方公共団体における対応状況等を踏まえ、更なる対応が必要。

サービス対価に基づく改定	改定の基準時点の扱い	○サービス対価の改定の基準時点は、実施方針等において明示することが望ましいこと。 【プロセスガイドライン PFI事業のプロセス, ステップ2. 実施方針の策定及び公表 - 2-3 実施方針策定に当たっての留意事項】 【契約ガイドライン 4. 「サービス対価」の支払等 4-4 「サービス対価」の改定 3. 物価の変動による改定】
	物価指数の扱い	○採用する物価指数について、適当な物価指数の選択が難しい場合にも丁寧な検討を行うことが望ましいこと。 【契約ガイドライン 4. 「サービス対価」の支払等 4-4 「サービス対価」の改定 3. 物価の変動による改定】
物価スライド条項		○公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）と同様に、施設整備に係るサービス対価の適切な改定を実現するために、既存のインフレスライド及び単品スライドに係る記載に、全体スライドに係る記載を追加。 【標準契約 第51条】

2. 民間提案の推進に係る対応

民間提案の推進に当たり、民間のノウハウをより活用すべく、官民双方の留意点等について追記が必要。

提案についての検討・評価	○管理者等が民間事業者からの提案に関する情報を受領した場合には、その内容について十分に検討・評価を行うこと。 【プロセスガイドライン ステップ1. 事業の提案 1-2 民間事業者からの提案】
提案に含まれる情報の取扱い	○管理者等が民間事業者からの提案に関する情報を受領した場合において、特に知的財産について、当該民間事業者の同意なしに第三者に漏洩する若しくはほめかす、又は特定の民間事業者に限り提案内容を誘導する等の管理者等の信用を傷つける行為を行わないよう、特に留意する必要があること。 【プロセスガイドライン ステップ1. 事業の提案 1-2 民間事業者からの提案、ステップ4. 民間事業者の募集、評価・選定・公表 4-1 民間事業者の募集、評価・選定】
提供データの電子化	○提案に必要と思われる情報のうち図面や数値情報については、民間事業者が効率的に熟度の高い提案を検討できるよう、引用、検証、分析等を行いやすい形式で電子化して提供することが望ましいこと。 【プロセスガイドライン ステップ1. 事業の提案 1-2 民間事業者からの提案】

※プロセスガイドライン：「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」、契約ガイドライン：「契約に関するガイドライン - PFI事業契約における留意事項について -」、標準契約：「PFI標準契約1（公用施設整備型・サービス購入型版）」

1 PPP/PFIの推進状況

2 アクションプランの改定(令和7年6月4日)等

3 内閣府の支援制度等

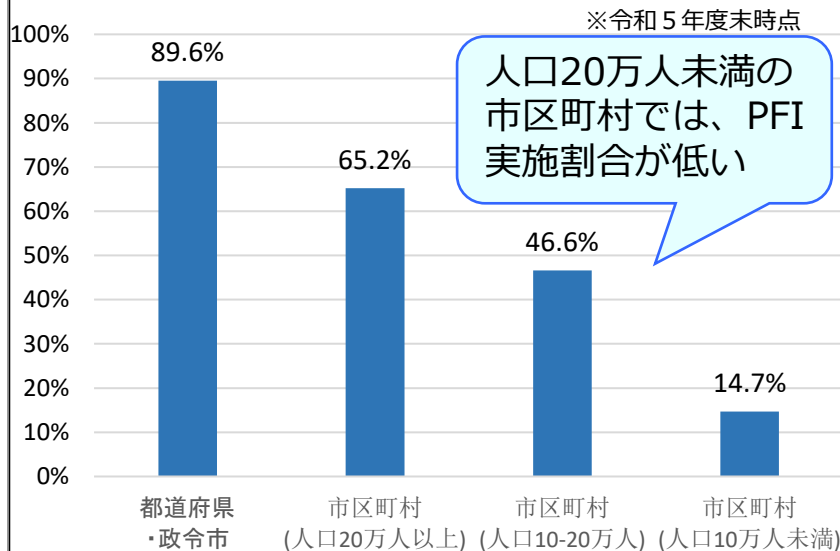
地域におけるPPP/PFI事業の活用拡大の方向性

◆地方公共団体のPFI実施状況には偏りがあることから、幅広い地方公共団体の取組を促進することが必要。

◆具体的には、主に人口の少ない地方公共団体のPPP/PFI事業の活用促進を図るため、以下の取組を実施。

- 都道府県内全域をカバーするPPP/PFI地域プラットフォーム※¹未形成の団体に対して個別対話を実施し形成促進を図る（既存地域プラットフォームの広域化等による機能拡充も可）とともに、既存の地域プラットフォームにおいては具体の案件形成に向けて効果的な運用の促進を図る。
遅くとも令和8年度までに、地域プラットフォームの全都道府県への展開を図る。
- 優先的検討規程※²について、人口5万人以上の地方公共団体に対して策定・運用を促す。
- 具体の案件形成を促進するため、地方公共団体に対し、公共施設等運営事業等の導入に係る検討に要する調査委託費を助成する調査費補助事業を実施。
- これらの取組により人口の少ない地方公共団体における案件形成の環境整備を行い、PPP/PFIの促進を図る。

■地方公共団体規模別のPFI実施割合



R6年度末現在で7県が未実施

■都道府県内全域をカバーするPPP/PFI地域プラットフォームの形成状況

凡例

■ 形成済(34)

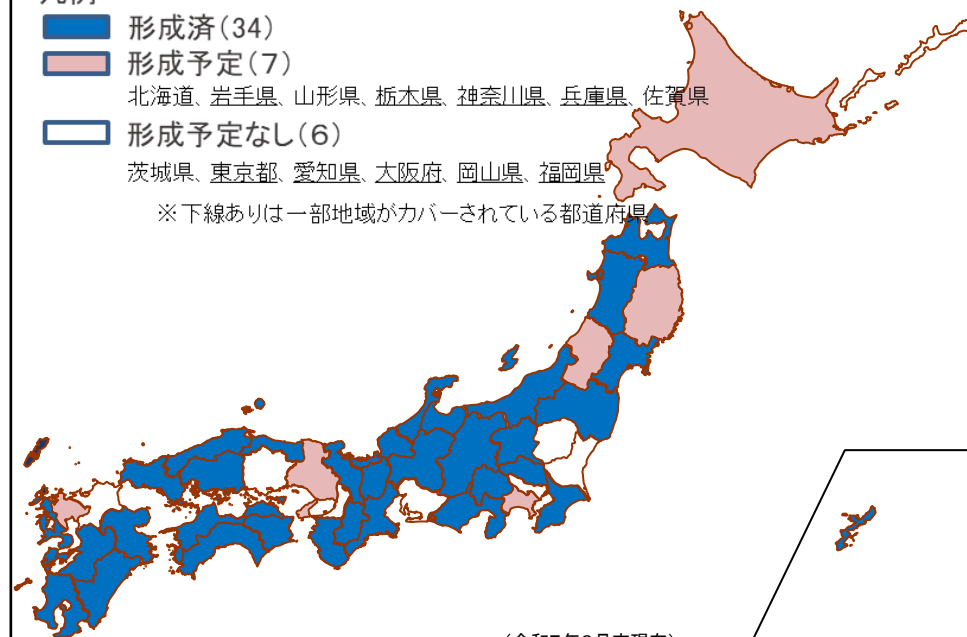
■ 形成予定(7)

北海道、岩手県、山形県、栃木県、神奈川県、兵庫県、佐賀県

□ 形成予定なし(6)

茨城県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県

※下線ありは一部地域がカバーされている都道府県



※¹ PPP/PFI導入に関する企業・金融機関・自治体等の連携の場。

※² 公共施設の整備等に際し、PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組み。

地域プラットフォーム

- 地域の行政、金融機関、企業、大学等の関係者が集い、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話等の情報交換の場となる「**地域プラットフォーム**」を設置
 - ⇒地域の関係者の**PPP/PFIに対する理解度の向上**
 - ⇒地域の多様な事業分野の民間事業者の**企画力・提案力・事業推進力の向上**や**その能力を活用した案件の形成を促進**

地域プラットフォームの機能

➤ 普及啓発・人材育成機能

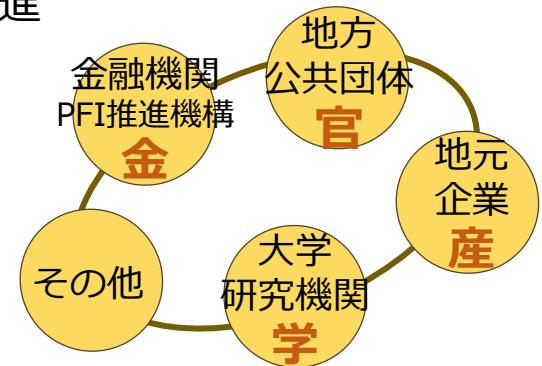
- ・ PPP/PFIの基礎的な内容や事例研究等について**セミナーを開催**
- ・ 自治体職員に対し、具体的な案件形成ができる**人材育成**を推進

➤ 情報発信・官民対話機能

- ・ 具体のPPP/PFI候補案件について、**行政からの情報提供のうえ官民対話等を実施**、事業化に向け次段階へ推進
- ・ 案件の市場性の有無、事業のアイデア
- ・ 民間事業者の参入意向や参入条件 等の意見聴取

➤ 交流機能

- ・ 地元企業によるコンソーシアム組成を容易にする**異業種間のネットワークの構築**



全国のPPP／PFI地域プラットフォーム

○PPP/PFI地域プラットフォームとは、地域の行政、金融機関、企業、大学等の関係者が集い、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話等の情報交換の場である。

○協定を結んでいないPPP/PFI地域プラットフォームを含めると、**全国で53のPPP/PFI地域プラットフォームが設置されている。**

No.	地域プラットフォーム協定先	No.	地域プラットフォーム協定先	No.	地域プラットフォーム協定先
1	川崎市PPPプラットフォーム	19	熊本市公民連携プラットフォーム	37	ふくしまPPP/PFI地域プラットフォーム
2	横須賀PPP/PFI地域プラットフォーム	20	宮崎県・地域PPPプラットフォーム	38	埼玉県PPP/PFI地域プラットフォーム
3	とやま地域プラットフォーム	21	沖縄地域PPP/PFIプラットフォーム	39	千葉県PPP/PFI地域プラットフォーム
4	いしかわPPP/PFI地域プラットフォーム	22	やまなしPPP/PFI地域プラットフォーム	40	長野県PPP/PFI地域プラットフォーム
5	ふくい地域プラットフォーム	23	静岡県官民連携実践塾	41	奈良県PPP/PFI地域プラットフォーム
6	ぎふPPP/PFI推進フォーラム	24	佐世保PPPプラットフォーム	42	島根県PPP/PFI地域連携プラットフォーム
7	静岡市PPP/PFI地域プラットフォーム	25	おおいたPPP/PFI地域プラットフォーム	No.	地域プラットフォーム非協定先
8	みえ公民連携共創プラットフォーム	26	あおもり公民連携事業研究会	A	習志野市公共施設再生プラットフォーム
9	淡海公民連携研究フォーラム	27	かがわPPP/PFI地域プラットフォーム	B	浜松市官民連携地域プラットフォーム
10	京都府公民連携プラットフォーム	28	あきた公民連携地域プラットフォーム	C	神戸市産官学金連携フォーラム
11	和歌山県官民連携プラットフォーム	29	群馬県PPP/PFIプラットフォーム	D	岡山PPP交流広場
12	鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォーム	30	横浜PPPプラットフォーム	E	福岡PPPプラットフォーム
13	広島県PPP/PFI地域連携プラットフォーム	31	福山市公民連携事業推進プラットフォーム	F	もりおかPPPプラットフォーム
14	山口地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム	32	愛媛PPP/PFI地域プラットフォーム	G	相模原市PPP/PFI地域プラットフォーム
15	徳島県PPP/PFIプラットフォーム	33	宇都宮PPP/PFI地域プラットフォーム	H	たま公民連携PPP・PFIプラットフォーム
16	高知県PPP/PFI県域連携プラットフォーム	34	にいがたPPP/PFI研究フォーラム	I	泉州地域PPP/PFIプラットフォーム
17	北九州地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム	35	岡崎市SDGs公民連携プラットフォーム	J	みやぎ広域PPPプラットフォーム
18	長崎県PPP/PFI地域プラットフォーム	36	鹿児島県PPP/PFI地域プラットフォーム	K	九州FG PPP/PFIプラットフォーム

(注1) 協定を結んでいないPPP/PFI地域プラットフォームについては、内閣府が把握しているもの。

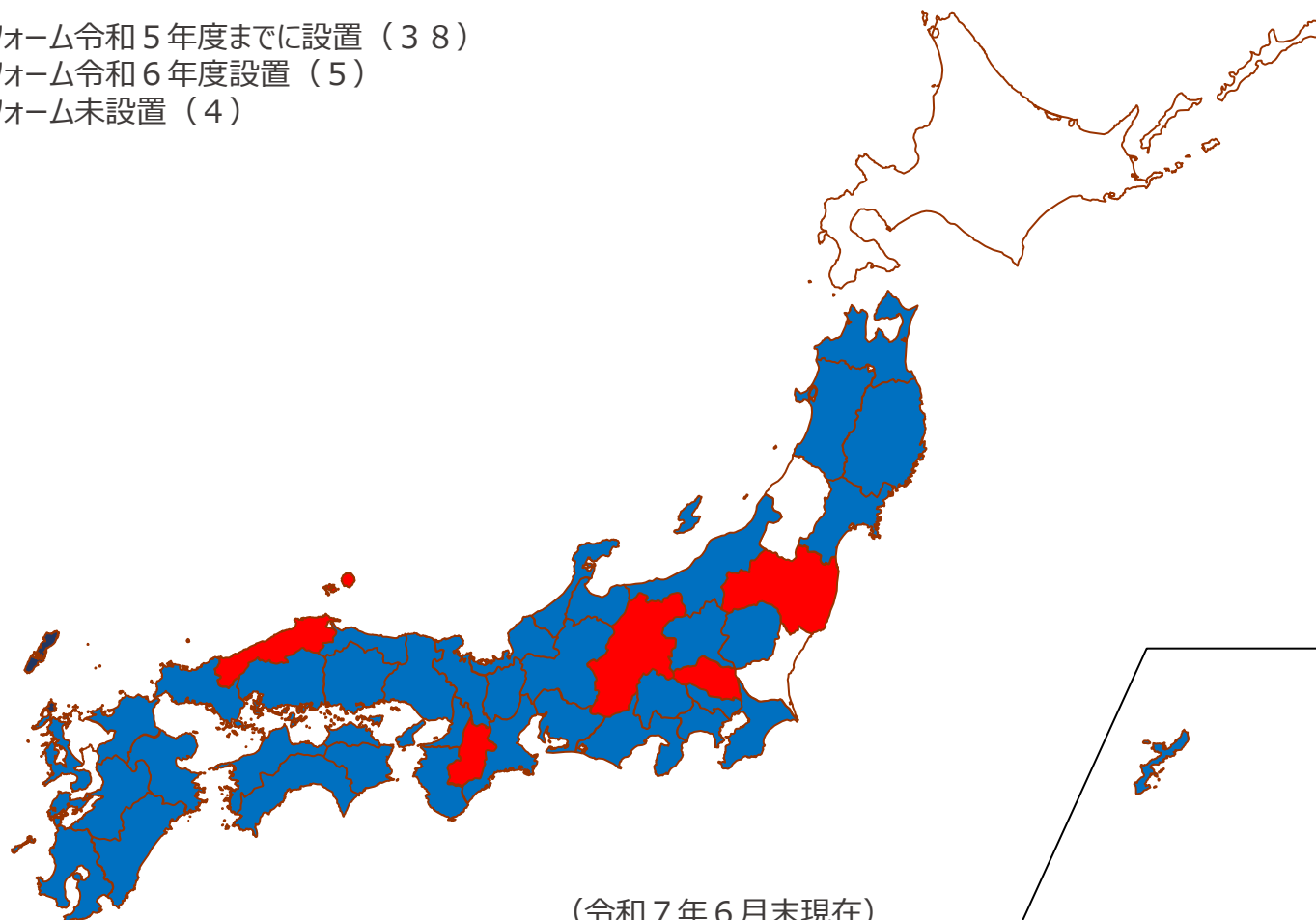
(令和7年4月1日現在)

PPP／PFI地域プラットフォームの設置状況

○PPP/PFI推進アクションプラン（令和6年改定版）において、令和8年度までに地域プラットフォームの全都道府県への展開を図ることとしている。
○都道府県別の地域プラットフォームの設置状況は、設置済みが43都府県、未設置が4道県であり、地域プラットフォームの設置率は、91.5%である。（令和7年3月末現在）

凡例

- 地域プラットフォーム令和5年度までに設置（38）
- 地域プラットフォーム令和6年度設置（5）
- 地域プラットフォーム未設置（4）



（令和7年6月末現在）

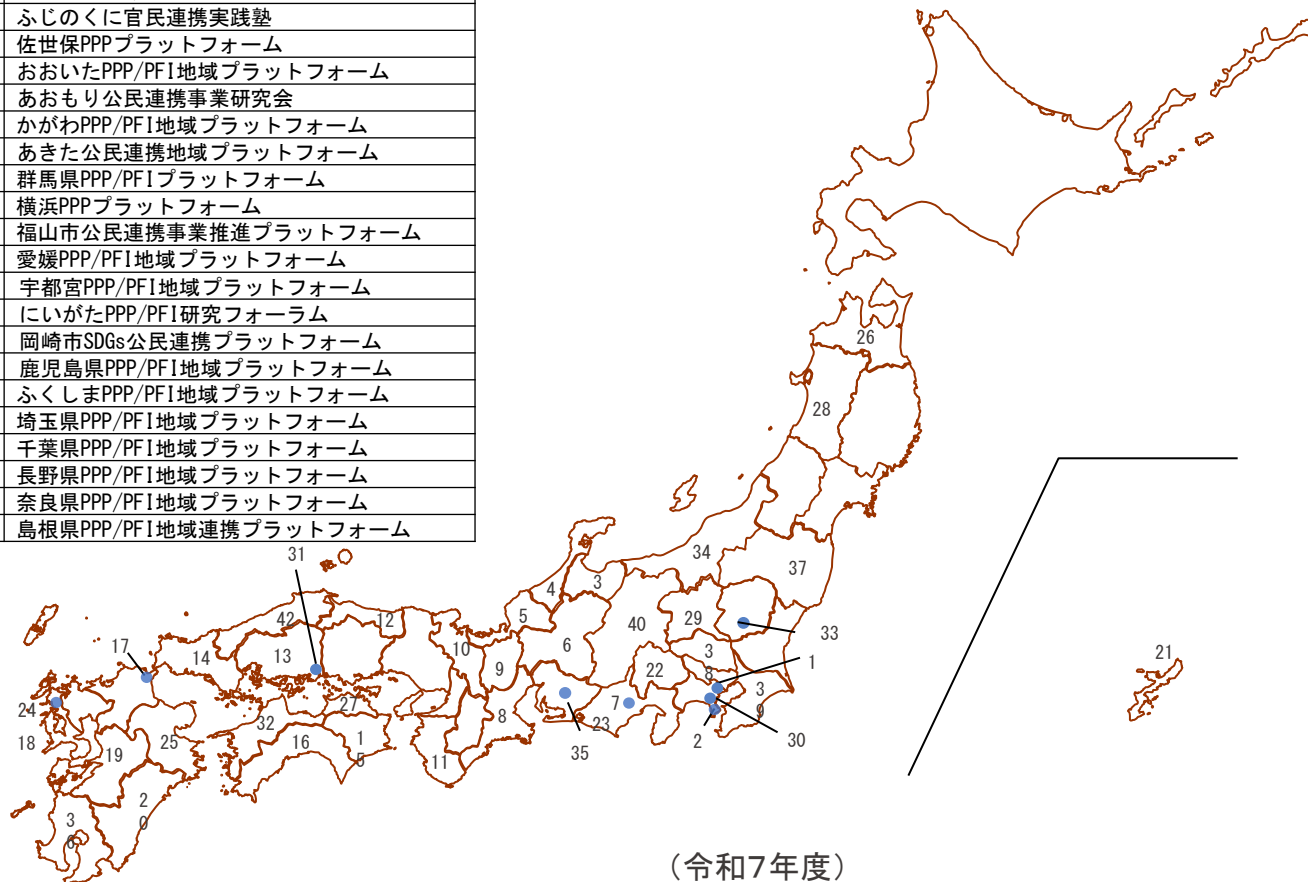
協定PPP／PFI地域プラットフォームの運営状況

○内閣府及び国土交通省は、地方公共団体を始め地域の関係者のPPP/PFI事業の具体的な案件形成を促進するため、PPP/PFI地域プラットフォームの代表者と協定を結び、活動を支援している。

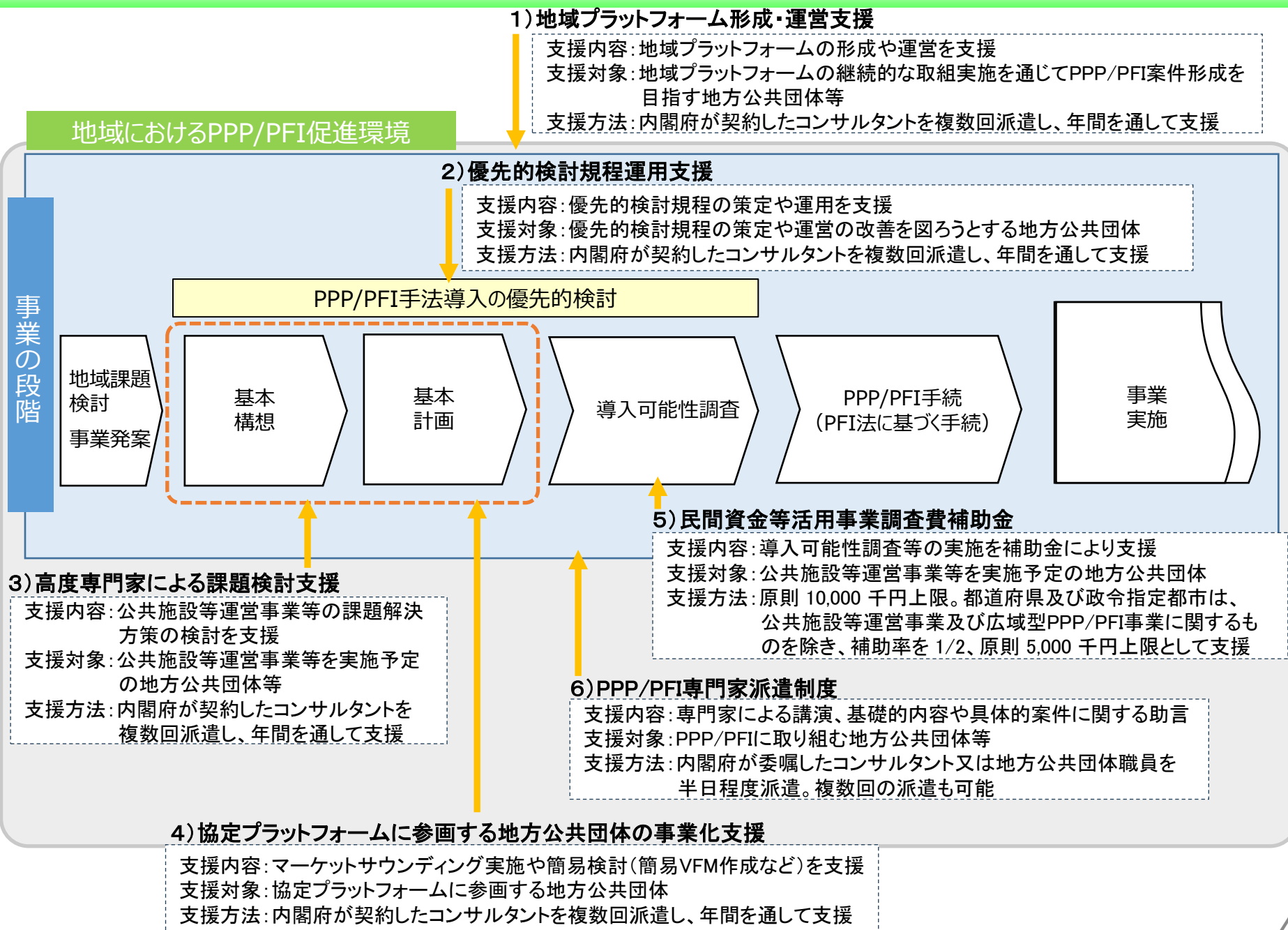
○協定PPP/PFI地域プラットフォーム42団体のうち、令和6年度実績で、**41団体（97.6%）**が講習会や官民対話等の取組を実施、**24団体（57.1%）**が官民対話等の具体的な案件形成に関する取組を実施した。一方、**直近3か年連続で継続的、安定的に官民対話を実施した団体は16団体（38.1%）**に留まっており、継続的、安定的に官民対話を実施していない団体も多数存在している。

○地域プラットフォームを効果的に運用して具体的な案件形成に繋げるために、内閣府としては、「PPP/PFI地域プラットフォーム設置・運用マニュアル」を改定して公表するとともに、**令和7年度から「地域プラットフォーム形成・運営支援」を創設し地域プラットフォーム設置後の課題解決に向けた伴走支援を実施する。**

No.	地域プラットフォーム名称	No.	地域プラットフォーム名称
1	川崎市PPPプラットフォーム	22	やまなしPPP/PFI地域プラットフォーム
2	横須賀PPP/PFI地域プラットフォーム	23	ふじのくに官民連携実践塾
3	とやま地域プラットフォーム	24	佐世保PPPプラットフォーム
4	いしかわPPP/PFI地域プラットフォーム	25	おおいたPPP/PFI地域プラットフォーム
5	ふくい地域プラットフォーム	26	あおもり公民連携事業研究会
6	ぎふPPP/PFI推進フォーラム	27	かがわPPP/PFI地域プラットフォーム
7	静岡市PPP/PFI地域プラットフォーム	28	あきた公民連携地域プラットフォーム
8	みえ公民連携共創プラットフォーム	29	群馬県PPP/PFIプラットフォーム
9	淡海公民連携研究フォーラム	30	横浜PPPプラットフォーム
10	京都府公民連携プラットフォーム	31	福山市公民連携事業推進プラットフォーム
11	和歌山県官民連携プラットフォーム	32	愛媛PPP/PFI地域プラットフォーム
12	鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォーム	33	宇都宮PPP/PFI地域プラットフォーム
13	広島県PPP/PFI地域連携プラットフォーム	34	にいがたPPP/PFI研究フォーラム
14	山口地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム	35	岡崎市SDGs公民連携プラットフォーム
15	徳島県PPP/PFIプラットフォーム	36	鹿児島県PPP/PFI地域プラットフォーム
16	高知県PPP/PFI県域連携プラットフォーム	37	ふくしまPPP/PFI地域プラットフォーム
17	北九州地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム	38	埼玉県PPP/PFI地域プラットフォーム
18	長崎県PPP/PFI地域プラットフォーム	39	千葉県PPP/PFI地域プラットフォーム
19	熊本市公民連携プラットフォーム	40	長野県PPP/PFI地域プラットフォーム
20	宮崎県・地域PPPプラットフォーム	41	奈良県PPP/PFI地域プラットフォーム
21	沖縄地域PPP/PFIプラットフォーム	42	島根県PPP/PFI地域連携プラットフォーム



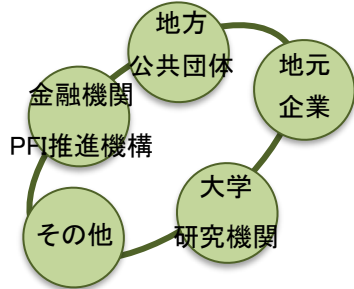
PPP／PFI推進に活用できる支援制度



令和7年度 PPP／PFI推進に資する支援措置

1) 地域プラットフォーム形成・運営支援

地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場（地域プラットフォーム）の形成に向けた支援（形成支援型）や、地域プラットフォーム設置後の運営課題の解決に向けた支援（運営課題解決型）を実施



4) 地域プラットフォーム形成・運営支援のほか、「PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度」の活用により、地方公共団体のPPP/PFI案件形成に対する支援が可能

2) 優先的検討規程運用支援

PPP/PFI手法の適用を、従来型手法に優先して検討する「優先的検討規程」の策定や、規程を運用して具体の事業をPPP/PFI手法にて進捗させる過程の支援を実施

※支援対象の選定では、(1)～(3)の要件に当てはまる地方公共団体を優位に評価します。

(1) 人口20万人未満の地方公共団体

(2) 優先的検討規程が未策定の地方公共団体

(3) 今後速やかに庁内でPPP/PFI手法の導入を検討する具体の事業がある地方公共団体

3) 高度専門家による課題検討支援

公共施設等運営事業（コンセッション事業）、収益型事業、公的不動産利活用事業、PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業、指標連動方式（アベイラビリティペイメント方式）による事業、ウォーターPPPによる事業等の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家による助言や情報提供等の支援を実施

※本支援措置における具体的なPPP/PFI案件形成については、いずれの支援措置においても、『導入可能性調査開始前』段階のものが対象となります。

1) 地域プラットフォーム形成・運営支援

地域プラットフォーム

2) 優先的検討規程運用支援

PPP/PFI手法導入の優先的検討

事業の段階

基本構想

基本計画

導入可能性調査

PPP/PFI手続
(PFI法に基づく手続)

事業実施

3) 高度専門家による課題検討支援

PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度

募集期間: 令和7年1月9日～2月28日正午

概要

内閣府及び国土交通省は、地方公共団体を始め地域の関係者のPPP/PFIに対する理解度の向上を図るとともに、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上やその能力を活用した案件の形成を促進するため、地域の産官学金が集まって、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話を含めた情報交換等を行う地域プラットフォームの代表者と協定を結び、活動を支援

支援内容

■対象となる地域プラットフォーム

○要件

- ・ 代表者に地方公共団体(都道府県、政令指定都市等)が含まれる
- ・ 代表者と同一の都道府県内の地方公共団体、金融機関、民間事業者等から、構成団体としての参加の希望があったときには、原則としてこれを認める 等

○次に掲げる機会を年1回以上提供

- ・ 参加者のPPP/PFI事業の ノウハウ習得の機会
- ・ 地方公共団体がその所在する都道府県内の民間事業者等から意見を聴く等の 官民対話の機会
- ・ 地域の様々な事業分野の民間事業者等の 情報交換の機会

■支援内容

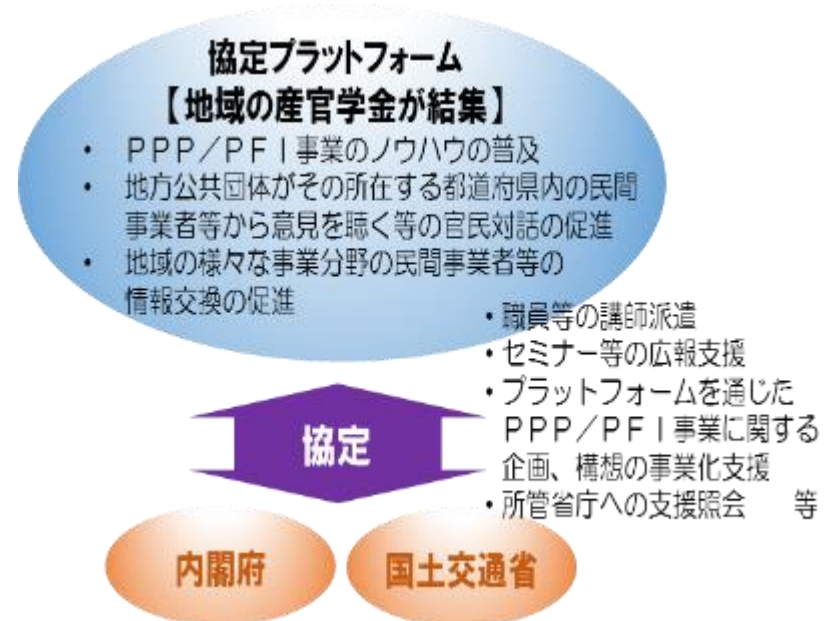
○関係省庁の職員及び専門家を講師として派遣（専門家派遣制度）

⇒ 協定プラットフォームを対象に派遣できる専門家（民間実務・学識）を拡充

○地方公共団体が協定プラットフォームを通じて検討しているPPP/PFI

事業に関する企画・構想の事業化を支援 等

【協定プラットフォームイメージ】



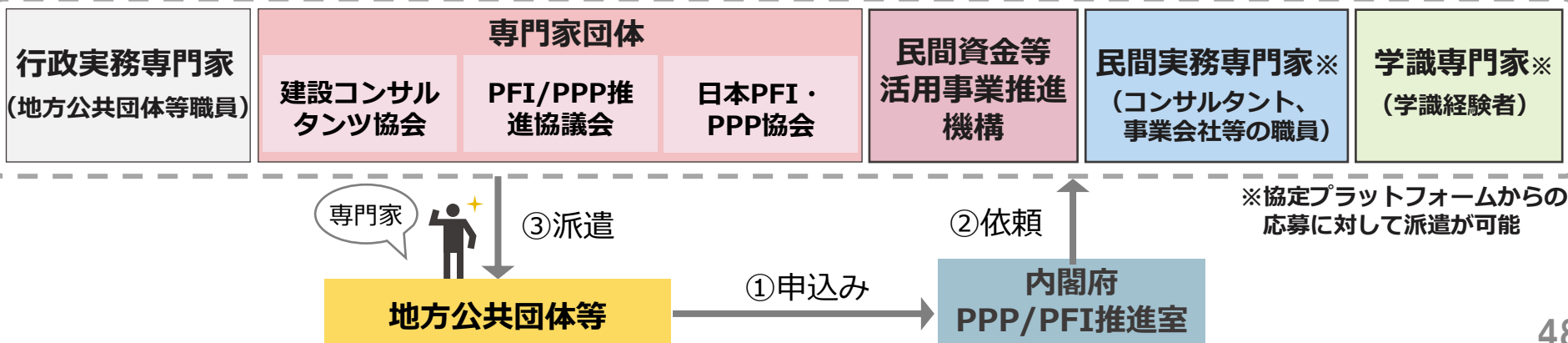
※令和7年度は42地域と協定を締結

6)PPP/PFI専門家派遣制度の概要

- PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度。
- 制度運用を開始した平成23年度以降、派遣件数は令和6年度末までに延べ585件。
- 令和7年度より、内閣府及び国土交通省と協定を結んでいる地域プラットフォーム（以下、「協定プラットフォーム」という。）事務局からの依頼に応じて派遣できる専門家を拡充。

【制度の概要】

- 地方公共団体等からの依頼内容に応じて適切な専門家を選定し、1回につき半日程度で派遣（内容に応じて複数回の派遣も可能）。
- 通年で申込を受付けており、派遣費用（旅費、謝金）は内閣府が負担。
- 専門家の派遣は、行政実務専門家（地方公共団体等職員）、専門家団体（コンサルタント等）、民間資金等活用事業推進機構の中から選択が可能。協定プラットフォームからの応募の場合、民間実務専門家名簿又は学識専門家名簿に記載された専門家からの選択も可能。
- 専門家は、専門的な立場から、講演、事業手法に関する助言等を実施。
（PPP/PFI事業に係る依頼内容の例）
 - ・ 制度概要、事例紹介、事業推進方法等に関する講演
 - ・ 事業の案件形成、庁内推進体制の構築や検討ルールの整備、予算対応、議会对応、庁内合意形成に関する相談
 - ・ 金融、ファイナンスに関する相談
 - ・ 地域プラットフォームの形成・運用、優先的検討規程の策定・運用に関する相談
 - ・ 首長、地方議会の理解促進等を図る取組に関する相談
 - ・ 民間提案制度に係る受け入れ体制構築・インセンティブ付与方法・審査方法に関する相談



地方議会の理解促進等を図る取組へのPPP/PFI専門家派遣制度の活用事例

- 日野市議会事務局より**PPP/PFI専門家派遣制度を活用したいとの依頼**があり、**日野市議会議員が参加するPPP/PFI研修に日本PFI・PPP協会の植田会長を専門家として派遣した。**
- 研修では、植田会長より「PPP/PFI 推進の必要性・メリット」について講義してもらうとともに、内閣府から「PPP/PFI推進の最近の動向等」について説明し、その後、意見交換を実施した。
- 受講者した議員の約96%が「研修は有意義だった」と事後アンケートで回答（回答数22名）**するなど、研修は**地方議会議員のPPP/PFIに関する理解度向上につながった。**

研修の内容と開催状況

日 時：令和6年10月24日(木)13時30分～15時30分
場 所：日野市議会本会議場
受講者：日野市議会議員23名、日野市職員 5 名

(研修内容)

1. PPP/PFI 推進の必要性・メリット（講義）
講師：特定非営利活動法人 日本PFI・PPP協会
会長兼理事長 植田 和男氏
2. PPP/PFI推進の最近の動向等（講義）
講師：内閣府民間資金等活用事業推進室
企画官 鈴木 祥弘
3. 質疑応答・意見交換



▲ 植田会長の講義状況



▲ 内閣府の講義状況

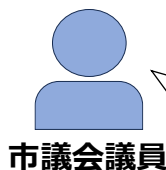
主な意見交換の内容

(質問) 市役所の組織内にPPP/PFIに関する専門知識やノウハウを蓄積する有効な方法をアドバイスいただきたい。

講師の回答

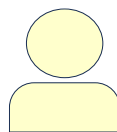
- ・案件ごとの担当者だけでなく、PPP/PFIの担当課にノウハウ等が蓄積される仕組みづくりが必要。
- ・行政は従来業務の延長線上で仕事する性質があるため、例えば、公共施設マネジメント課などに組織名を変更し、それと同時に新たなミッションを付加するのが有効である。

研修後の受講者の声



市議会議員

- ・PPP/PFIの基礎的な考え方や先進事例を知ることができて有意義だった。
- ・手法ではなくまず課題に着目し、どのような手法が活用できるか検討することが大切だとわかった。



市職員

- ・行政と議会の目線を合わせという意味で有意義だったと思う。
- ・この取組により、PPP/PFIについての議会でのやりとりがよりスムーズになるのではないかな。

PPP/PFI事業実施にあたり専門家派遣を活用した事例

学校給食センター

学校給食センター整備運営事業

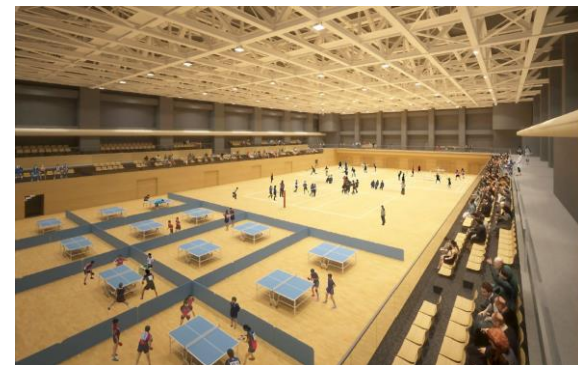
- ・A市では、従来の学校給食センターの機能に加え、市民の健康増進及び地元食材PRに資する事業者による食育レストラン（自主事業）を展開。
- ・本事業については、平成23年度に内閣府の専門家派遣を通じて、基礎知識の習得を含む給食センター整備運営へのPFI手法導入支援を行い、その後、市は検討を進め、平成25年度末に実施方針の公表を行うに至った。



スポーツ施設 -体育館-

市民体育館再整備事業

- ・B市では、体育館施設の老朽化と耐震化および多様な市民ニーズへの対応といった課題を解決するため、民間ノウハウを活用し、効果的・効率的な事業運営を実施することを決定。
- ・本事業については、平成27年度に内閣府の専門家派遣を通じて、基礎知識の習得・庁内の検討体制構築等の観点からPFI手法導入支援を行い、その後、市は検討を進め、平成31年2月に実施方針の公表を行うに至った。



まちづくり

駅前地区土地活用事業

- ・C市では、新幹線開業に向け駅前公有地を活用し、民間企業と共に、ホテル、飲食・物販テナント、子育て支援施設、本を核とした知育・啓発施設、広場公園を官民連携事業として複合的に整備し令和4年9月に開業した。
- ・本事業については、平成28年度に内閣府の専門家派遣を通じて、サウンディング調査の流れや実施方法について支援を行った。



【写真はイメージです。】

PPP/PFI事業実施にあたり複数回の専門家派遣を活用した事例

廃棄物
処理施設

廃棄物処理施設整備運営事業

- ・D市は、循環型社会に適した処理システムを確立し、民間事業者の創意工夫による財政負担の縮減及び公共サービス水準の向上を目的に事業化を決定。
- ・本事業については、専門家派遣を通じて、平成24年8月にPPP/PFI事業スキームの検討支援を行い、同年12月に民間事業者のインセンティブ確保等に関する検討支援を実施。その後、市は検討を進め、平成26年12月に実施方針の公表を行うに至った。



まちづくり

駅前再開発事業

- ・E市では、商業・行政機能が集積する駅周辺を事業計画地と定め、交流都市拠点形成を目的に民間ノウハウを活用し、効果的・効率的な事業運営を実施することを決定。
- ・本事業については、内閣府の専門家派遣を通じて、平成24年度に基礎知識の習得・事業スキーム等の観点からPFI手法導入支援を行い、平成25年度に市が検討したVFMの妥当性検討支援を実施。その後、市は検討を進め、平成26年4月に実施方針の公表を行うに至った。



スポーツ施設
-体育館-

市民体育館整備運営事業

- ・F市では、老朽化と耐震化、多くの市民が利用可能となるバリアフリー化および新たなスポーツ競技受入れに対応することを目的に事業化を決定。
- ・本事業については、内閣府の専門家派遣を通じて、平成25年度に2回の基礎知識の習得・基本計画の策定方法等の観点からPFI手法導入支援を行い、平成26年度には導入可能性調査の実施に必要な検討を支援。その後、市は検討を進め、平成28年5月に実施方針の公表を行うに至った。



【写真はイメージです。】

PPP／PFI事業優良事例表彰の創設

- PPP/PFI推進アクションプランに基づき、**内閣府特命担当大臣による表彰制度を新設**し、令和6年1月から公募を実施。
※PPP/PFI事業の先導的な優良事例等を表彰し、以て**推進の機運醸成を図ることを目的**とする。
※内閣府において1次選考を実施した後、選考委員会による評価項目に基づく審査・選考を経て表彰。
- 内閣府特命担当大臣等による**第1回表彰式を令和6年6月28日に開催**。

参考：「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）」

2. PPP／PFIの推進施策

(2) 地方公共団体等の機運醸成、ノウハウの蓄積、案件形成に向けた積極的な支援

PPP／PFIが自律的に展開する基盤の形成に向けて、優先的検討規程の策定・運用の支援とともに、**優良事例の表彰など機運醸成に資する取組を促進する。**

iii) 首長、地方議会等の機運醸成に向けた情報提供等

④ PPP／PFI事業の中から先導的な優良事例等を選定し、国が表彰する制度を創設する。（令和4年度開始）〈内閣府〉

【表彰効果】 自治体・民間の更なる創意工夫、活用地域の拡大、活用対象の拡大

【表彰の種類】 大臣賞（内閣府特命担当大臣表彰 各部門1件）
優秀賞（内閣府政策統括官（経済社会システム担当）表彰 各部門1件程度）
特別賞（選考委員会表彰 各部門1件程度）

【表彰部門】 **人口20万人以上の地方公共団体、国等で事業化された事例部門**
人口20万人未満の地方公共団体で事業化された事例部門

【表彰対象】 PPP/PFI事業及びその事業契約等の契約主体（地方公共団体等及び民間事業者）
※公共施設等の供用開始後あるいは維持管理・運営等開始後の事業が対象
※連名による応募のみ

【評価項目】 先導性、汎用性、継続性、有効性

【第一回表彰】 応募期間：令和6年1月31日（水）～令和6年3月29日（金）正午
表彰式：令和6年6月28日（金）
※特別賞は「分野横断型・複数施設型及び広域型の取組」に関するPPP/PFI事業を優先して選考
掲載先URL：https://www8.cao.go.jp/pfi/hyosho/yuryojirei_index.html

第1回「PPP／PFI事業優良事例表彰」受賞事業

○第1回「PPP/PFI 事業優良事例表彰」において、

公募の結果、合計63件（部門A:21件、部門B:42件）の応募があり、大臣賞、優秀賞及び特別賞の計10件の受賞事業を決定しました。

○各受賞事業の概要は、内閣府PPP/PFI推進室HPを参照のこと。

URL：https://www8.cao.go.jp/pfi/hyosho/yuryojirei_index.html

<大臣賞>

事業名	地方公共団体等名	部門名
宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）	宮城県	部門A
旧荻田家付属町家群活用事業（城下小宿 粋や）	岡山県津山市	部門B

<優秀賞>

事業名	地方公共団体等名	部門名
南紀白浜空港民間活力導入事業	和歌山県	部門A
鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所粋町庁舎整備等事業	鳥取県 鳥取県米子市	部門A
伊達市学校給食センター整備運営事業	北海道伊達市	部門B
妙高市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括的民間委託	新潟県妙高市	部門B
飯綱山公園官民連携魅力向上事業	長野県小諸市	部門B

<特別賞>

事業名	地方公共団体等名	部門名
長井海の手公園等交流拠点機能拡充事業	神奈川県横須賀市	部門A
三条市社会資本に係る包括的維持管理業務（嵐北地区）	新潟県三条市	部門B
金谷地区生活交流拠点整備運営事業	静岡県島田市	部門B

※ 部門A：人口20万人以上の地方公共団体、国等で事業化された事例部門

部門B：人口20万人未満の地方公共団体で事業化された事例部門

PPP/PFIに関するお問合せについて

PPP/PFI事業の実務に関するご質問、お問合せに内閣府PPP/PFI推進室が対応します

連絡先：内閣府PPP/PFI推進室 03-6257-1655（直通）

○問い合わせいただいている主な質問の例

1. PPP/PFI全般

- ・ コンセッションについて教えてほしい。
- ・ ○○（例：学校空調整備）を検討しているがPPP/PFIの類似事例を教えてほしい。

2. PFI法関連解釈

- ・ 地方自治法に基づく債務負担行為の設定はいつまでに議決をとれば良いのか。
- ・ ○○（例：温泉施設）はPFI法2条の公共施設等に該当するか。

3. PPP/PFI支援措置

- ・ PFI事業は補助金の対象になるのか。
- ・ PPP/PFI専門家派遣支援を受けられないか。

4. PPP/PFI優先的検討規程

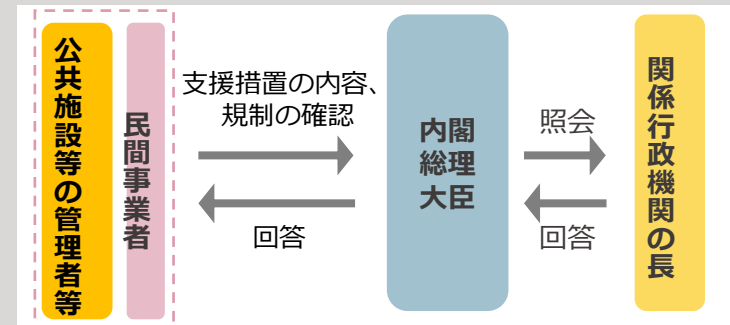
- ・ 優先的検討規程の事業費基準はどのように解釈するのか。
- ・ 簡易な検討で用いるVFM算出シートの使い方を教えてほしい。

必要に応じて、行政、金融、法律、会計、コンサルタント等各分野の専門家及び関係省庁の意見も確認します

● ワンストップ窓口制度

平成30年度のPFI法改正により、『ワンストップ窓口制度』が位置づけられました。

- ・ 地方公共団体、PPP/PFI事業を実施し、もしくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、規制適用の有無、支援措置適用の有無について、書面にて確認を求めることができるようになりました。
- ・ 内閣総理大臣はお問い合わせに対し、必要に応じて関係行政機関の長に確認の上、書面にて回答します。



PFI事業基礎データベースの公表(令和7年2月)

OPFI事業促進を目的として、情報を一元化したPFI事業基礎データベースを公表。
(令和6年3月31日までに実施方針を策定しているもののうち、実施主体から公表可能として情報提供等あったもの。)



English

Q

検索

内閣府の政策 組織・制度 広報・報道 活動・白書等 情報提供

民間資金等活用事業推進室
(PPP/PFI推進室)

PPP/PFI推進に向けた施策 PPP/PFI事例集 マニュアル・関連リンク よくある御質問
株式会社民間資金等活用事業推進機構

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 民間資金等活用事業推進室(PPP/PFI推進室) > 各種PFI情報 > PFI事業情報

PFI事業情報

PFI事業 基礎データベース

PFI事業促進を目的として、情報を一元化し、「PFI事業 基礎データベース」を作成しました。

掲載している情報は、令和6年3月31日までに実施方針を策定しているもののうち、実施主体から公表可能として情報提供等あったものです。

PFI事業 基礎データベース(Excel形式:363KB) 図

データ項目(例)

- ・事業分野
- ・事業手法
- ・事業スケジュール
- ・事業者(代表企業、構成企業等)
- ・契約金額
- ・VFM 等

https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/jigyoyou/jigyoyou_index.html

①事業名・事業主体			③事業内容												
項番	1-1. 事業名	1-2. 事業主体	2-1 管理者種別	2-2 自治体コード	3-1. 事業地点	3-2. 施設用途(主)	3-3. 事業分野(主)	3-4. 施設用途②	3-5. 事業分野②	3-6. 施設用途③	3-7. 事業分野③				
338	中央合同庁舎第8号館整備等事業	国土交通省 内閣府	①国	-	東京都千代田区	庁舎	⑥行政	なし	非該当	なし	非該当				
762	内閣府新庁舎(仮称)整備等事業	国土交通省 内閣府	①国	-	東京都千代田区	庁舎	⑥行政	なし	非該当	なし	非該当				
④事業の特徴(事業手法・他の事業手法・事業者の収入)					⑤事業の経過・スケジュール							⑥事業者(落札者)			
4-1. 事業手法	4-2. PFI方式以外の事業 手法の有無・内容	4-3. 事業者の収入① サービス対価(発注 者からの対価)	4-4. 事業者の収入② 利用者等からの収入 (要求水準として内 容指定) ※利用料収入、用 途指定の利便施設 等	4-5. 事業者の収入③ 利用者等からの収入 (任意)	4-6. 任意事業の内容	5-1. 実施方針(案)/ 実施方針公表日	5-2. 特定事業選定日	5-3. 契約締結日	5-4. 供用開始日	5-5. 契約終了日	5-6. 運営権開始日	5-7. 運営権終了日	6-1. 事業者 (代表企業)	6-2. 事業者 (その他構成企業)	6-3. 事業者 (協力企業)
・BTO	・行政財産の使用 許可	○	○	×	非該当	2009/4/13	2009/6/16	2010/2/17	2014/4/1	2024/3/31	非該当	非該当	・清水建設株式会社	・太平ビルサービス株式会 社 ・東日本電信電話株式会 社 ・太平洋ビルサービス株式 会社	・株式会社日建設計 ・東日本電信電話株式会 社 ・株式会社日建設計 ・株式会社ニッコントラス ド
・BTO	・行政財産の使用 許可	○	○	×	非該当	2019/11/25	2020/4/6	2021/1/29	2025/10/1	2040/3/31	非該当	非該当	・清水建設株式会社	・太平洋ビルサービス株式 会社 ・日本電信電話株式会 社 ・太平ビルサービス株式 会社	・株式会社日建設計 ・株式会社日建設計 ・株式会社日建設計 ・株式会社ニッコントラス ド

国による支援事業の公表(令和7年6月)

○内閣府および関係省庁では地方公共団体等におけるPPP/PFIの導入と案件形成を促進するため各種支援事業を実施している。各府省庁の支援事業周知を目的として、支援概要を横断的に把握可能な「国による支援事業リスト」を公表。
(※各支援事業により、通年または特定の時期の実施、今年度当初予算では計上されていないなどがある。)



English 検索

内閣府の政策 組織・制度 広報・報道 活動・白書等 情報提供

国による支援事業

内閣府のみならず関係省庁のPPP/PFIに係る支援事業について更なる周知を図りPPP/PFIの導入促進と案件形成を一層促進する目的から、各府省の支援事業概要を横断的に把握可能な「国による支援事業リスト」を作成しました。積極的にご利用いただき、更なるPPP/PFI導入と案件形成の促進に役立てていただければと存じます。

※各支援事業については、通年で実施するもの、特定の時期に実施する、今年度当初予算では計上されていないものがそれぞれありますので、各支援事業の詳細については担当府省庁にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

1. [令和7年度 国による支援事業の概要\(PDF形式:349KB\)](#)
2. [令和7年度 国による支援事業リスト\(Excel形式:44KB\)](#)

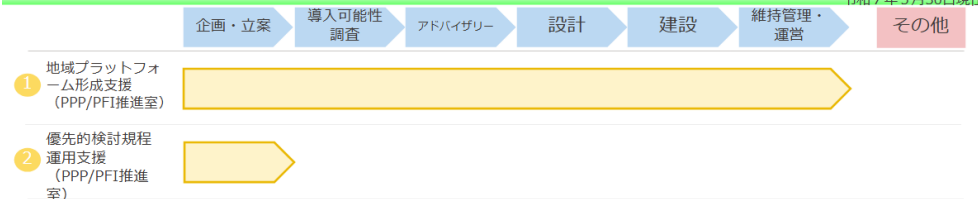
データ項目 (例)

- ・ 支援対象
- ・ 支援対象とする事業段階
- ・ 支援内容 (概要、補助率等)
- ・ 問合せ先 等

https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html

国による支援事業の概要 (内閣府) 1/2

令和7年5月30日現在



番号	府省庁	事業名等	支援対象		支援対象とする事業段階							
			支援対象者	事業分野/対象施設	全般	企画・立案	導入可能性調査	アドバイザー	設計	建設	維持管理・運営	その他
1	内閣府	地域プラットフォーム形成支援	・ 地方公共団体等 ・ 地方公共団体等を構成員として含む構成体	・ 特になし	○							

支援内容				問合せ先		
補助率等	概要	URL	担当部署・課	電話番号	e-mail (任意)	
内閣府が費用を負担	・ 内閣府が契約したコンサルタントを複数回派遣し、地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場（地域プラットフォーム）の形成や運営を年間を通して支援	https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html	内閣府民間資金等活用事業推進室 (PPP/PFI推進室)	03-6257-1655		

ご清聴ありがとうございました。



内閣府 民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室）

〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
中央合同庁舎中央合同庁舎第8号館14階

TEL : 03-6257-1655
FAX : 03-3581-9682
URL : <http://www8.cao.go.jp/pfi/>

